

令和元年

南三陸町議会会議録

第5回定例会 6月11日 開 会
6月17日 閉 会

南三陸町議会

令和元年6月17日（月曜日）

第5回南三陸町議会定例会会議録

（第5日目）

令和元年6月17日（月曜日）

応招議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

出席議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町長	最知	明広君

會計管理者	三浦清隆君
總務課長	高橋一清君
企画課長	及川明君
震災復興企画調整監	橋本貴宏君
管財課長	三浦勝美君
町民稅務課長	阿部明広君
保健福祉課長	菅原義明君
環境対策課長	佐藤孝志君
農林水産課長	千葉啓君
商工觀光課長	佐藤宏明君
建設課長	三浦孝君
建設課技術參事 (漁港担当)	田中剛君
復興推進課長	男澤知樹君
上下水道事業所長	佐藤正文君
綜合支所長	佐久間三津也君
南三陸病院事務長	佐藤和則君
總務課課長補佐 兼總務法令係長	岩淵武久君

教育委員会部局

教育長	齊藤明君
教育總務課長	阿部俊光君
生涯學習課長	大森隆市君

監査委員会部局

代表監査委員	芳賀長恒君
事務局長	三浦浩君

選挙管理委員会部局

書記長	高橋一清君
-----	-------

農業委員会部局

事務局長	千葉啓君
------	------

事務局職員出席者

事務局 長	三浦 浩 君
主幹兼総務係 長 兼議事調査係 長	小野 寛和 君

議事日程 第5号

令和元年6月17日（月曜日） 午前10時00分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 議案第79号 工事請負変更契約の締結について
- 第 4 議案第80号 工事請負変更契約の締結について
- 第 5 議案第81号 工事請負変更契約の締結について
- 第 6 議案第82号 業務委託変更契約の締結について
- 第 7 議案第83号 財産の取得について
- 第 8 議案第84号 町道路線の変更について
- 第 9 議案第85号 町道路線の変更について
- 第10 議案第86号 令和元年度南三陸町一般会計補正予算（第1号）
- 第11 議案第87号 令和元年度南三陸町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第12 発議第 2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について
- 第13 議員派遣について
- 第14 閉会中の継続調査申出について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第14まで

午前10時00分 開議

○議長（三浦清人君） おはようございます。

昨日は、お休みのところ消防演習にご出席いただきまして、大変ご苦労さまでございます。

本日は、この定例会、会期最終日になっておりますので、本日も活発なご発言を期待いたします。

ただいまの出席議員数は15人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

遅刻議員、10番高橋兼次君となっております。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三浦清人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において15番山内昇一君、1番須藤清孝君を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 諸般の報告

○議長（三浦清人君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本定例会に、お手元に既に配付しておりますとおり議員提出議案1件が追加して提出され、これを受理しております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 議案第79号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第3、議案第79号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第79号工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、平成29年度稲淵漁港海岸防潮堤設置等工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 議案第79号の細部についてご説明します。

議案関係参考資料51ページ、仮契約書をごらんください。

工事名、平成29年度稲淵漁港海岸防潮堤設置等工事。

工事場所は、南三陸町歌津稲淵漁港内です。

また、陸閘の浮体式起伏ゲートの製作に半年余りを必要とすることから、工期を1年延ばし、令和2年9月30日までといたします。

50ページに、主な変更内容、変更額等を記しています。

なお、施設ごとの変更の有無や変更額の大きさが明確になるよう、請負額等の金額については100万円単位で表示いたしました。

防潮堤の陸閘について、浮体式起伏ゲートを2基整備することにより、その製作据えつけ費が3億8,000万円の増額です。入札時にはゲートのタイプが未確定であったため、積算に計上していませんでした。なお、入札の見積条件として変更する旨を特記仕様書に明示していたものです。また、陸閘取り付け部の基礎構造等の設計の具体化を受け、防潮堤本体工の施工について6,300万円の増額です。以上、合計4億4,276万9,000円の増額です。

52ページは、工事平面図です。

陸閘の位置等をご確認願います。

以上で細部説明といたします。よろしくご説明申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

8番村岡賢一君。

○8番（村岡賢一君） 8番です。

お尋ねしますけれども、最近のこの工事請負変更契約ということで、防潮堤をこれまでいろいろと審査してまいりましたが、この陸閘、浮体型ゲートということで変更が随分今まで続いております。この稲淵においても、この浮体ゲートの変更になったということで、これは

当初の計画とは違う、やっていないということなんですけれども、地元の人たちからいろいろ要望等があってこの変更になっているのか、それとも役場の設計段階でこのほうが良いということで変更になったのか、それとも復興庁のほうからこうしたほうが良いですよということになったのか、そのあたりのご回答をお願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 陸閘のゲートのタイプにつきましては、さきのいわゆる津波被害の折に、消防団の方々等がその陸閘、あるいは水門の閉鎖に当たられたと。しかも、それでもって命を落とされた方もいらっしゃったという事実から、今回はそういった操作性の安全のことを第一に考えて、町として陸閘については浮体式起伏ゲートにするという方針を立て、その後、県並びに国と協議をしてタイプの具体化を図ってきたところでございます。

○議長（三浦清人君） 村岡賢一君。

○8番（村岡賢一君） わかりました。

これからも、防潮堤工事がまだ残っているところがあると思います。そういう中で、やはり当初設計した防潮堤とこの浮体式のゲートの変更ということもあり得ると思うんですけれども、やはり今言いましたように、いろいろな安全面とか、あと仕事の効率、さまざまな問題等あったり、あとそれから地元の要望等出てくるものがあると思うんですけれども、今後のその建設に関して、当局ではどのようにお考えなのでしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 議員ご承知のとおり、いわゆる復旧・復興期間というのはもう10年と定められております。今から約1年9カ月ということになってまいりますので、地元の方々からのご要望については、これまでの地元説明等々で承っております。それらの是非、あるいは可否について早急に結論を出し、現場の中に反映できるものは反映していくという方針でこれから臨んでいきたいと考えております。

○議長（三浦清人君） ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） おはようございます。

2点ほど伺いたいと思います。

まず、第1点目なんですけれども、ゲートを、今まで決まっていなくて、決めて2基3億8,000万円ということなんですけど、これ、別の形のゲートの場合、幾らぐらい予算があったのか。その点、まず第1点。

あと、第2点目は、議案変更のあれで、前議員も言っていたんですけども、ほとんど今回のようなゲートに変わっているわけなんですけど、そこでお聞きしたいのは、ゲートをつくっているというか、扱っているメーカーは1社だけなのか。今回、この決定に際して、入札その他、どのような形で決まったのか。

以上、2点伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） まず1点、従来のいわゆる横引きゲートと今回の起伏式ゲートの単価といいますか、金額の比較につきましては、参考資料の53ページをごらんいただけますでしょうか。一概には申し上げられませんが、いわゆるゲートの大きさにもよりますが、そこに上げておりますように、査定番号6145号、陸閘、これは1基でございますが、当初請負額が約7,200万円であったところを、今回同じく起伏式ゲートに変えることによりまして1億8,500万円ということで、約2倍強になろうかと思えます。

それから、このいわゆる浮体式起伏ゲートを製作している会社は1社かということですが、これはそもそも構造につきましては、日立造船が特許を持っております。ただし、製作することが可能な業者といたしましては、日立からいわゆるライセンスを取得して製作しておるところが全国に10社以上ございますので、それらの業者の中から今回の工事の請負者がどの業者の方と契約を結ぶかということをごそれぞれお考えになられて契約されるという段取りになっております。したがって、私どもがどの業者とこのゲートの製作について指定をするというようなことはございません。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 1基当たり倍ということで、最初の質問というか、聞いたのはわかったんですけども、2番目の、日立造船がつくっていてライセンスを持っている、サテライトではないんでしょうけれども、ライセンスを持っている会社が10社。それで、まだ議案はこれ通っていないので、通った場合にどのような、その金額は決まった形で発注というんですか、そのところ今の参事の説明でわからなかったもので、もう少しわかるように教えていただきたい。入札とかだったら簡単にわかるんですけども、そうではなくて、そのライセンス10社のうちのどこかに決まるということなんだろうけれども、そのどこかに決めるのは誰が決めるのか。それとも、抽選なのか、くじ引きなのか、そのところを伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） ここに上げております金額といたしますのは、私どもが見積もったといたしますか、積算した金額でございます。なお、こういった特殊なものにつきましては、それらをつくっている業者の方々から見積もりを徴収して、私どもで積算基準に基づいて積算した金額をここに上げておるものでございます。また、どの業者の方がこのゲートを製作することになるかというのは、この工事を請け負っておられる業者の方々がお決めになることでございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これより議案第79号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第80号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第4、議案第80号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

局長、朗読。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第80号工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、平成29年度荒砥漁港海岸防潮堤災害復旧等工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 議案第80号の細部についてご説明します。

議案関係参考資料54ページ、仮契約書をごらんください。

工事名、平成29年度荒砥漁港海岸防潮堤災害復旧等工事。

工事場所は、南三陸町志津川荒砥漁港内です。

また、陸閘の浮体式起伏ゲートの製作に半年余りを必要とすることから、工期を約10カ月延ばし、令和2年12月18日までといたします。

53ページに、主な変更内容、変更額等を記しています。

査定番号6145号、防潮堤の陸閘1基をスライドゲートから浮体式起伏ゲートに変更することにより、その製作据えつけ費が1億1,300万円の増額です。また、盛り土材の変更や仮設水路の見直しなどにより、防潮堤本体工の施工について300万円の減額、防潮堤工事の支障となります。県道や町道のつけかえ工事において、電柱や水道管の移設等の変更、排水構造物の数量等に変更が生じ、県道・町道の補償工事について6,400万円の増額、同様に防潮堤工事の影響を受けます水路の改修工事において、ボックスカルバート構造を現場打ち施工から二次製品仕様に変更することにより、水路補償工事について2,500万円の増額です。以上、合計1億9,918万8,000円の増額です。

55ページは、工事平面図です。

それぞれの施設の位置等をご確認願います。

以上で細部説明といたします。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（三浦清人君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 1点だけ質問いたします。

志津川の荒砥漁港の堤防だと思うんですけども、震災後に津波で沈下し、そして隆起したその漁港の状況と、あとは河川堤防の、多分海拔から積算する防潮堤の高さだと思うんですけども、その漁港の起伏の状況、おさまったのか。その辺、教えてください。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 地震による一時的な沈下から、その後8年経過して、以前にも申し上げましたが、志津川町内では平均いたしますと約23センチメートル程度隆起しております。当漁港におきましても、いわゆる隆起分を考慮して防潮堤の高さを決定し、今現在施工しておるところでございます。

なお、今申し上げました隆起量と申しますのは、一昨年夏に測量を行った結果でございます。その後につきましては、工事が進行しておりますが、再隆起は多分続いておりますと考えますが、それについては今現在は考慮せずに施工を進めているというところでございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 防潮堤とは関係ないかもしれないんですが、一時期、宮城県内の漁港で隆起により盛り土というか、コンクリートでかさ上げた部分が高いというような形でもって、水揚げが大変だったというような状況も多々ありましたが、私が議員になってまだ1年とちょっとなんですけど、そういった中で、そういった漁港に関して、今でいうと荒砥漁港なんですけど、水揚げに関しては、漁民にとっては何の問題もないというような感じなんじゃないかな。その辺、最後にお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 荒砥漁港に限らず、各漁港で一部漁民の方々から、いわゆる漁港施設、物揚げ場ですとか、あるいは船揚げ場等々が高くなって、特に干潮時には使いづらいというようなご意見を伺ったりもしております。工事で対応できるところにつきましては極力対応させていただいているところですが、例えば災害復旧工事の場合は、原形に復するということが大原則で工事が進められております関係上、それらご意見・ご要望を伺って、従来の高さを下げてまで施工するということにつきましては国費が充当されなくなりますので、地元の方々とお話し合いをした上で工事を進めさせていただいているという状況でございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） おはようございます。7番です。

1点お伺いいたします。

スライドゲートから浮体式陸閘にということでもわかりました。しかし、ここの現場を見ますと、道路も新しく取り付けになっているようなんですけども、この工期もおくれます。そして、中で新しい道路は復興予算でできるのか。そしてまた、工期も6カ月延びた最終になるのか。かなり延長がありますけれども、この辺の完成時期もお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 今後、工事を進めていく中で、いろいろと課題等も明らかになってくる場合もございますが、現在のところは、議員ご指摘の道路並びに防潮堤の工事につきましては、今回延期いたします工期内におさめるべく努力をしてみたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 既存の道路ではなくて、新しく道路ができているようなんですけども、

当然用地買収も終わってやっているものと解しますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 荒砥につきましては、現在鋭意、用地の契約を結んでいるところでございます。現在の契約率といたしましては、30人の地権者の方々に対して18人の方と契約を結んでおります。したがって、契約率といたしましては60%ということでございますが、未契約の方々につきましてもお話をさせていただいて、工事を進めることについては同意をいただきながら工事を進めているというところでございますので、何とか工期内に終わらせたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） そうすると、これは用買がまだ終わっていない中で工事が進められているという解釈なんですけれども、これ工期内、来年の12月までということなんですけれども、果たして3月までの3カ月が残っているわけなんですけれども、完全にこれできるんでしょうか。工事やっていて、この契約をできないでいるということはどうなのか。30人中18人が登記終わって、あとの12人の人がまだ未登記ということになると思うんですけれども、相手があることなので、何か工事の完成にしわ寄せがあるような思いがするんですけれども、その辺心配されるんですけれども、これは大丈夫ですか。もう一度ご答弁お願いします。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 今現在、用地の買収について未契約の方々につきましてはできるだけ早く、これから夏までですから、8月までには何とかお話を詰めて契約に持ち込みたいと考えております。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第80号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第81号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第5、議案第81号工事請負変更契約の締結についてを議題といたし

ます。

局長、朗読。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第81号工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、平成29年度滝浜漁港海岸防潮堤災害復旧等工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 議案第81号の細部についてご説明します。

議案関係参考資料57ページ、仮契約書をごらんください。

工事名、平成29年度滝浜漁港海岸防潮堤災害復旧等工事。

工事場所は、南三陸町戸倉滝浜漁港内です。

また、陸閘の浮体式起伏ゲートの製作に半年余りを必要とすることから、工期を7カ月延ばし、令和2年9月30日までといたします。

56ページに、主な変更内容、変更額等を記しています。

査定番号6154号、防潮堤の陸閘2基をそれぞれスライドゲートから浮体式起伏ゲートに変更することにより、その製作据えつけ費が1億2,300万円の増額です。また、防潮堤の起点位置の見直しにより、特殊堤区間の延長が56.2メートルから39.6メートルに変更、生コンクリート供給プラントである戸倉地区生コンクリート仮設プラントの事業終了に伴い、いわゆる復興生コンから通常の生コンクリートを使用することにより、防潮堤本体工の施工について4,600万円の減額です。さらに、西船揚げ場について、既設の先端ブロックの再利用が可能であることが確認できたため、400万円の減額となります。以上、合計7,347万円の増額です。

58ページは、滝浜漁港の平面図です。

それぞれの施設の位置等をご確認願います。

以上で細部説明といたします。よろしくご説明申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第81号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第82号 業務委託変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第6、議案第82号業務委託変更契約の締結についてを議題といたします。

局長、朗読

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第82号業務委託変更契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、志津川地区において進めている南三陸町震災復興祈念公園整備事業に係る業務委託変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） それでは、議案第82号業務委託変更契約の締結について、細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料59ページをごらんください。

平成28年12月、独立行政法人都市再生機構URと委託契約を結び業務を進めてまいりました南三陸町震災復興祈念公園整備事業に関しまして、既決の契約金額を変更する必要が生じたことから、今般、南三陸町議会の議決に付すものであります。既決の契約金額に4億

4,746万2,000円を追加するものであります。

62ページ、お開き願います。

施工面積、委託費用、業務期間、事業費の主な変更理由を資料の左上に記載しております。また、今後の工事完了予定エリアにつきまして、着色した図で示しております。濃い緑色とウグイス色で着色しました築山部分については本年11月までに工事を完了し、12月には築山の頂上部まで歩いていけるようにしたいと考えております。黄色で着色したエリア、語り継ぎの広場と未来の森エリアにつきましては来年1月の完成予定、薄紅色の着色のエリア、公園の西側の園道、北側の駐車場、築山の東側のエリアにつきましては来年2月の完成予定、そして青色で着色いたしました八幡川沿いのエリアにつきましては、周辺の工事との調整が必要なことから、来年9月の完成を予定しております。

63ページをお開き願います。

今回増額とする主な変更要因を記載しております。1つ目としては、事業期間を延伸したことによる経費の増額2億8,700万円、2つ目として、祈念公園の一部開園に伴います安全費・仮設費として約4,100万円、3つ目として、施設整備費の増、約1億2,000万円であります。これら増額の内容につきましては、次ページ以降でご説明申し上げます。

64ページをお開き願います。

事業期間の延伸についてでございます。

本事業は、当初、震災前の地盤の下の上下水道管、浄化槽等につきましては、モルタル注入やいわゆる埋め戻し処理とすることを考えておりました。しかしながら、宮城県との協議の結果、既存構造物を撤去した上で工事を進めることとなりましたことから、当初の見込みよりも約6カ月工事期間が必要となりました。また、八幡川河川工事と中橋との施工調整の結果、どうしても八幡川周辺部の公園工事の完成が来年9月までかかる見込みでございます。以上の要因によりまして、工事期間としては、当初契約時よりも約1年半、工事完了後の事業費の精算期間を半年ほど見込んだ、事業期間としては約2年の延伸ということでございます。

この延伸に伴いまして、CMJV経費、具体的には人件費、事務所や宿舎のリース料、維持管理費や労務管理費などが1億円、専門業者の施工体制確保費、これはいわゆる下請業者さんの管理監督者、職長などの職にある者の人件費や現場事務所等施設の設置費用及び安全費や仮設費等の諸経費、これが約1億5,000万円、そして委託経費、これはUR経費でございます。期間が延びることに伴いまして、約3,700万円の増ということでございます。

65ページをお開き願います。

本年12月に図の濃い緑色のエリアを一部開園したいと考えております。一日も早く手を合わせられる場所を整備してほしいという声、思いを強く感じ、これまで業務、工事を進めてまいりましたが、周辺工事との調整などによりまして時間を要し、なかなかその思いに応えることができておりません。しかしながら、ようやく本年11月にも築山上部の工事が完了するめどが立ちましたことから、築山に設置するモニュメント、名簿安置の碑に向かい、そしてその先に広がる海、志津川湾に対峙し、犠牲となられました方々に思いをいたしていただければとの考えから、全体の完成に先立ちまして一部開園をしたいというものでございます。そのため、今回安全施設、これはバリケードのリース料とか、安全誘導員・ガードマンの配置費用、仮設駐車場等の費用などで約4,000万円ほどを追加するというものでございます。

66ページをお開き願います。

施設整備の追加でございます。

祈念公園の西側から避難場所であります志津川高校までの最短コースを整備すべく、その費用を追加、そして旧防災対策庁舎の正面に献花台を設置する費用を追加、そして未来の森の北側にトイレを追加、ちなみに公園内にはもう一カ所、北側の駐車場にもトイレを設置します。そして、公園の南東側、未来の森エリアから出てきた震災瓦れき、いわゆる震災ごみの撤去費用、これを追加というものでございます。

最後に、67ページをお開き願います。

公園施設の整備内容について、概要についてご説明いたします。

まず1番、名簿安置の碑でございます。震災で犠牲となられました方々のお名前を記した名簿を安置するモニュメントでございます。長さ4メートル50センチの白系の御影石でしつらえます。石に刻むメッセージは公募を実施しておりまして、その中から「いま、碧き海に祈る 愛するあなた 安らかなれと」というメッセージを選定いたしております。

2番、復興祈念のテラスであります。公園を訪れた方々が復興を祈念する場所となるよう整備するものでございます。このテラスにも公募により選定した未来に向けたメッセージを刻みます。

3番、メモリアルレリーフ。町の記憶を伝えるべく、震災前の志津川市街地の地図を石に描写いたします。

4番、記憶のみち。築山の北東方向ののり尻から標高16.5メートルの平場、高さのみちまでの長さ約20メートルの園路でございまして、スロープの形状でございます。地震発生から津

波の最大波到達までの時間と出来事を時系列で園路上に表示をいたします。

5番、高さのみちでございます。標高16.5メートルの平場、この高さは、志津川地区を襲った東日本大震災の大津波の平均浸水高でございます。ここに石張りを施しまして、ここを訪れた方々に津波の記憶を伝えつなぐ場として整備をするというものでございます。

60ページには、仮契約書の写しを添付してございます。

以上で、細部説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） 担当課長によります細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。

何点かご質問いたします。

まず1点目、瓦れき撤去費6,500万円増額があり、これ、了解できません。29年5月議会で1億3,000万円増額して、私が質問した記憶があります。そのために工事が6カ月おこなわれているとのことですが、そのときどのような工法をとったのか、詳細な説明をお願いいたします。そして、またさらに、これらを証明する現場写真や瓦れきなどの量、かさですね、量もわかればご提示願ひます。

2つ目といたしまして、関係資料62ページの図面では、暫定開園時の入り口がなく危険であります。そのために4,100万円も安全費をかけるようですけども、この辺が危険だと思ひますね。それから、トイレ1基で4,500万円、これ1基で4,500万円ということは多過ぎないかということ、高過ぎないかということですね。工期延長に2億8,700万円、ただいまの説明ですと、そのぐらいCMJVに経費を払わなければならない理由ですね。さっき聞きましたけれども、いろんなことを聞きましたけれども、一番の要因はどこにあるのかということですね。

それから、3つ目、こんなに経費をかけてまで慌てて開園しなければならない理由ですね。それと、工事未完成の中で一部開園して、万が一事故が起きたとき、発注者である町が責任をとるのか、またはCMJVがとるのか、法的根拠をお伺ひいたします。

4つ目、災害時の一時避難所として築山も整備していながら、防災避難路を兼用する幹線道路を整備しないのが問題でないでしょうか。公園のメインアクセスが1カ所では、避難誘導が困難となり、町民の命が守れないのが心配です。なぜ、出入りのできる外周道路と入り口がないのか、その辺をお伺ひいたします。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 済みません、漏れていたらごめんなさい。3点どころでないよ

うな量だとちょっと私は今聞いていたんですが、まず最初ですね。29年の5月の議会というお話でございました。今回6,500万円増額する瓦れき処理でございますが、これは先ほど私、説明の中で震災ごみというような言葉もあえて使ったんですけれども、公立志津川病院の跡地のあたりに仮置き土を浜々の某所から置いていたんですよ。今回、公園工事やるに当たって、仮置き土も当然動かさないといけないということで、動かした後に、CMのほうからUR、そして町のほうに話がありまして、建物の基礎とかではない、いわゆる津波のときの流された瓦れきですね。例えば建物のサッシの折れ曲がったやつとか、いろんなガラスとか、いっぱいいわゆる建物の木材とかいろんなごみが、震災瓦れきですね、震災時の瓦れきが出てきたということでございまして、議員おっしゃるとおり、29年の6月の2年前の議会が増額をいたしております。その際のものとは性質が違うものが出てきたということで、これはやむを得ないということで、復興庁とこの費用につきまして協議をいたしまして、交付金を確保して今、大変恐縮でございますが、既に処理をいたしております。ボリュームといたしましては、混合廃棄物ということで2,555トン、処分地、東松島市の中間処理施設のほうに運搬処理ということでございます。費用につきましては、なかなかこれ分別が大変だということもございましたので、現場で分別をせずに中間処理施設のほうで分別をするというものでございます。これが1点目。

写真とかにつきましても、私どもも当然協議を受けたときに写真は確認しております。ただ、今手元にあるかという、これは手元にはございません。最終的な精査の中でしっかりと施工していくものと理解しております。

あと、暫定時の入り口がというお話でございました。暫定開園のときの入り口といたしましては、65ページの着色図の上側、北側ですかね、現在別工事で町道の災害復旧工事を実施いたしておりますが、その中で、12月の一部開園のときにはこの北側の道路を使っていただいて、公園にアクセスをしていただくというような形になろうかと思っております。当然、この入り口の部分につきましては、12月までに整備をするというものでございます。

あと、トイレが高過ぎないかという話でございます。今回、追加するのは、穴の数というものも変なんですけれども、便器の数でいいますと、女子トイレが2つ、そして男子が大が1つ、小が1つ、そして多目的が1つということで、ミニマムサイズと、必要最小限のトイレということで追加をいたしております。ただ、人槽なんですけれども、80人槽ということでございます。これは、浄化槽の設置基準というのがございまして、どうしても浄化槽のほうが高くかかるというものでございまして、費用につきましてもすごく高い金額でございますけれ

ども、この6.3ヘクタールの中にトイレが1つでいいのかというご議論とかもこの議会でもございました。そして、まちづくり協議会の中でも、もう一カ所あってもいいのではないかという議論も踏まえて、内部で再度検討した結果として、増設ということを判断したということでございます。

あと、経費増の理由でございます。今回、期間が延びることによりまして経費がということでございます。当初の契約ですと、ことしの3月までということでしたが、CMJV、精算期間も含めると約2年間ということでございます。ざっくりなんですけれども、CMJVの職員の延べ人員が約1,825人増と。現在、CMJVの事務所には40人程度の技術者が志津川の事務所におります。そのうち祈念公園に携わる方、1日1人というふうな延べ勘定をしますと、そういった部分で増となります。加えて、下請業者に係る施工体制確保費用、これも下請さんの宿舍、事務所等もでございます。かつ下請業者にも当然管理監督する立場の者がございますので、そういった部分の現場管理費とか共通仮設費ということで、どうしても費用がかかってくるというものでございます。

あと、万が一の事故の場合を考えたときに、一部開園をそんなくともというご質問かと思えます。12月に我々は手を合わせる場所が整備できる、歩いていけるという限りにおいて、かつこれらの費用につきましても復興交付金について何とかご理解をいただいている限りにおいて、ためらわないというものでございます。先ほど説明しましたけれども、この薄紅色の部分、これを2月末までということでご説明をしました。できれば、来年のいわゆる3.11のときに、現在の献花台がございしますが、それをこの公園の中に移設ができないかというふうな検討もいたしております。これは、これから中橋の工事が本格化してきますと、現在の位置からどうしても祈念公園のほうを臨めないと、見えなくなってしまうという部分もございます。そうした観点からも、仮設が必須だろうと、仮設の駐車場とかも必須だろうということでございますので、いろいろ考えての判断ということは申し伝えさせていただきたいと思えます。

あと、幹線道路というお話でございますけれども、これにつきましては、これまでの議会でも祈念公園のしつらえ、あとは周辺の道路状況につきまして、私、そして建設課長からご説明をさせていただいているとおりでございますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（三浦清人君） 課長、瓦れきの写真は手持ちにないんだけど、量というのは大体把握しているの、瓦れきの量。

それから、一部開園して、万が一何か事故があった場合の責任は町なのか、業者なのかという質問です。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 済みません。まず、ボリュームでございますが、約2,555トンでございます。

あと、事故の場合の責任の所在ということでございます。工事エリア、工事をしているいわゆるバリケードの中で起きる事故につきましては、当然その施工業者と実際に起きた状況を踏まえての、例えばそこに、及川議員がおっしゃっているのは、町民の方々が万が一事故に遭ったらとか、訪れた人がということでございますので、そこにつきましては、工事をしている施工エリアとの間であれば、当然にURあるいはCMJVとの責任のどうのこうのという話になろうかとは思いますが。

ただ、一点申し上げたいのは、では築山の部分を開園するに当たって、その築山の部分は町に引き渡した後なのか前なのかという部分がございまして、そうしますと若干話が込み入ってまいります。そうした場合は、町が引き渡しを受けた後においては、かつ築山の上で事故なりが起きた場合においては、これは町とその事故に遭われた方との間での話というふうになろうかと思えます。いずれ、今回載せておりますのは、安全施設の設置と、あとは誘導員の設置は必須でしょうということとあわせて、いろいろ話をした中でですけども、夜間どうするんだという話もございまして、夜間については当面閉鎖をしますというあたりとか、事故が起きないように対応を町としては考えていきたいと思っているということでございます。

以上です。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 後ろのほうから、ただいまの事故の関係ですけども、夜だろうと昼であろうと事故は起きると思います。そしてまた、今最近地震が多ございます。またしてもまた津波、同じような津波が来たと仮定すると、その開園した後に津波が来た、また終わってなくて開園した場合、そういうところの事故となると、やはりこれは裁判にまで行く可能性があると思うんですよ、どちらで責任をとるかということ。だから、今聞いているんです。一部開園して、万が一そういう来た人ばかりの事故でなく、そういう津波などを想定も事故と考えられるんです。そうした場合、ここをきちんとしておかないと、どちらで責任とったらいいのかという問題が発生してきます。そうすると、町の責任となると、これまた

大変なことになります。ここではっきり法的根拠で示してもらいたいのが一つと。

それから、2,555トンということなんですけれども、29年の5月の議会で1億3,000万円の瓦れきを出しています。そのときの工法とどういうものが出たのか。現場の写真、それらがあるのか。またそして、今度6,500万円の瓦れき、また今度も出ています。その違いというものはどこなのか。詳細に示してもらいたいということです。

それから、工期延長に伴う2億8,700万円、CMJVに経費として払わなければならないということは、その職員の1,825日、5人分で今現在40人いるけれども、その中の1人、1日1人が張りついた計算といいますけれども、それでいいですか、その理解で。この工期延長にともなうCMJVのその経費というのは、その辺、お願いします。

○議長（三浦清人君） 暫時休憩をいたします。再開は11時20分といたします。

午前10時58分 休憩

午前11時18分 再開

○議長（三浦清人君） 再開をいたします。

議案第82号の質疑を続行いたします。

最初に答弁から。復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） まず、どういったごみがというご質問が1点目ございました。

6.3ヘクタールの中にごございました瓦れきについてでございますが、建物の基礎、あるいはブロックの基礎、便槽、あとは道路のアスファルト及び埋設物等々でございます。今回6,500万円ということで追加をいたしている内容でございますけれども、先ほども申しましたけれども、震災時のごみと推定されるものでございまして、木片とかあとは茶わんの欠けたものとか、ガラスとかあとはプラスチックとか、あとは建物のサッシの枠がひしゃげたようなもの等々、なかなか分別が大変な状態のものでございました。

あと、2点目につきまして、事故が起きた場合の責任ということでございました。当然、町が行う事業でございますので、事故が起きないようにという細心万全の注意を払っての一部開園をしたいというものでございます。ただ、そうはいいながらも、事故が起きたらどうするのかというお話でございました。事故が起きた際には、当然民法及び国家賠償法という法律がございますので、それに照らして責任の所在及びその分担割合というのが決められていくものと思っております。

最後に、経費の増の部分でございます。CMJVの経費が約1億円増というお話をさせてい

いただきました。これまで、延べ人数で約2年間でならしてレベルで平均しますと、1日1人ということで換算しますと、2年間で延べ1,625人のCMJVの技術者が携わっているというように積算しております。これが、期間が延びることによりまして、延べ人数といたしまして3,450人ほどというような勘定をしております、プラスの1,825人ほど。約3.5年程度としますと、日数でいうと1,500日弱ということになるのかなと思いますが、当然あの6.3ヘクタールの中に技術者が1人だけではございませんので、現在大分佳境に入っておりますので、複数人、3人、4人というふうに入っております。ならずと、やはりそのくらいの人数及びそのために必要な宿舍とか事務所の経費につきましても必要になってくるというものでございます。このほか、説明でも申しましたが、URの委託経費ということで、志津川地区に常駐しておりますURの職員及びその事務所経費等々が約3,700万円ぐらい、期間延伸に伴って必要になるというものでございます。

加えて、なぜあそこに震災ごみがあるという部分につきましては、建設課長のほうからもう少し詳しく答弁をさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 当時、瓦れきの撤去を担当した立場上、お話を申し上げたいと思います。

震災瓦れき、廃掃法の規定によりまして、一般廃棄物については当該自治体が対応することが法律で規定をされてございます。今回、津波によりまして、さまざまな瓦れきが発生しました。当然、所有者がわからないという状態でございますので、瓦れきについては一般廃棄物という取り扱いでございましたので、町がその処理に当たったという状況でございます。

それで、当該部分でございますけれども、当該部分でなくてもそうなんです、環境省から認められた内容につきましては、全て流した瓦れきについては問題ないんですが、建物の基礎部分については、地上部にあるもの、地下構造物については補助の対象ではないということが一点。それから、土どめ擁壁等がございますけれども、それも対象外だということでお示しをされてございます。

ご存じのように、病院の裏地区につきましては、国土調査をしていない地区でございまして、当然、当時、土地の境界の復元をする印がまったくなくなるということでは後々大変だということがございまして、土どめ擁壁等につきましては、当然所有者の方からの申し出もございませんでしたので残してございます。それと、基礎もそうですけれども、基本的には個人

の所有が明確でございましたので、町が勝手に解体をするということはしてございませんので、全て申し出があったものについてだけ対応してございます。正直に申し上げて、申し出がない基礎もございましたので、当然それは残ってございます。それが前回の増となった原因になっているんだろうと思います。

それともう一方、今回の部分でございませうけれども、役場周辺、大潮のとき水没をするという状態が続いていたのは皆様ご存じだと思います。低いところでは、TPでいうと50センチメートルもないところがございました。平均朔望満潮位、大潮のときの平均的な満潮位が71.8センチメートル、約72センチメートルでございませうので、普通の状態であっても20センチメートル前後水没するというのがこれはもう物理的に明らかでございまして、志津川地区に、上の山に電子基準点というのがございます。震災前と比べて68センチメートル沈下をしたという結果になってございませうので、当然、震災直後は約90センチメートル満潮時には低いという状態が続いておりました。当然、あの箇所についても処理の対象区域ではございましたけれども、常時水没していたという状況でございませうので、作業員をそこに入れて作業させるというのは当然不可能だということで、現実的にはあそこの部分の瓦れき撤去はできない状態でございました。

そのため、今回工事するに当たって多分再調査を試みたところ、当時のものがまだ残っていたということで新たな処理が必要になったということでございませうので、架空の数字とかそういうのではなくて、当然数字も処理業者に委託をしてございませうので、搬入した部分についてはトラックスケールで重量を確認して、それは手書きではなく多分自動的に今は出てきますので、それについてはそれで確認をされていると。当然、廃棄物でございませうので、最終的にはマニフェストが関係業者から町のほうに上がってきますので、それで数量を確認して精算をするということになるかと思ひます。

以上で補足をさせていただきました。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） いろいろとご説明ありがとうございます。

まず、この瓦れき撤去は、24年から25年にかけて地下埋設物撤去工事、町として区画整理をやる決めてから24年、25年の間で、町内のですよ、全部の埋設物撤去、家庭のものも皆全部ここでやっていると私は認識しております、流れとしてね。そのときは区画整理をやるということでそのようになったと思うんですけれども、それから祈念公園の用地買収ということになったので、そこでその瓦れき撤去が終わった後、その祈念公園を買収するということ

になりまして、そして、その後です、1億5,000万円。私が言いたいのは、29年に1億3,000万円かけて瓦れき撤去したのと、今回の6,500万円の撤去、その違いを示してもらいたいというんです。一度、全町を区画整理するために右岸も全部撤去したはずです。そういう家庭のものから何から出た分、あの辺も全部一回、その後で積み上げたとは私は認識をしております。ですから、ここの1億3,000万円と6,500万円のどこがどのように違ったのか説明してくださいということなんです、最終的には。一番最初の答弁では、最後の精算で業者が出してよすからという答弁でしたけれども、その辺と。

それから、トイレですね。トイレ、先ほどの答弁になかったんですけれども、あっ、ありました。女子2カ所、男子2カ所、80人槽だといいますけれども、一番最初の設計で、駐車場のところにトイレをつくるというときに、バスが来たとき1カ所ばかりでは大変なのでもう一カ所追加でという当時の議会の話でした。そうしたら、大きいほうが80人槽でもいいんですけれども、追加の部分は20人か30人、そういう大がかりな便槽でなくても、このぐらいの金額かからなくて済むんでないかなと思われまます。

それから、その工事の事故があった場合は、事故が起きたとき民法になるかどうかそのとき考えるということですが、3.11の震災のとき、避難訓練どおり、いつも毎年避難訓練は上の山に避難訓練しておりました。しかし、なぜそのとおりやらなかったのか。そしてまた、旧歌津町との約束、高台に役場を建てなかったり、町の政策としては町長は危機管理の感覚が甘いのではないかなと思われまますけれども、その辺どのようにお考えなのかお伺いします。

それから、一部開園する築山、その入り口とか、築山だけを開園するというんですけれども、そこにたどり着くだけの入り口がないので、その辺の答弁もあわせてお願いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 瓦れきについて、続けさせていただきたいと思います。

議員、24、5で区画整理内については瓦れきの撤去をしたのではないかという1点目、ございました。私もよくその地点覚えているんですけれども、23年当時から瓦れきの撤去をして、それで、その後に第2弾として基礎の撤去を始めました。それで、基礎が終わって、さあどうぞと当時の復興推進課のほうに引き渡しをしたというか、そういう手続をさせていただいたんですが、ちょっとクレームがつかまして、地下埋設物が残っていますというお話をいただいたことを十分承知してございます。それで、急いでしなければならないと、多分そのときしたのは、盛り土をするので、この部分にありましたと。いわゆる左岸側だけの話でござ

いまして、そこに対しては、多分その当時また別途予算で地下埋設物に特化した瓦れきの撤去をしてございます。

今回、残っていますのは右岸側の部分でございまして、先ほど申したとおり、瓦れきの撤去事業でできるのはあくまでも建物の基礎だけでございます。当然、役場周辺、それぞれ自宅があって、ブロック擁壁とかさまざまな工作物がございました。それは多分解体すると思えばできたんですけれども、個人の方から、所有者の方から申し出がないので解体をしていない。なおかつ、国土調査をしていないので、後々境界復元が全くできなくなると。一番重要なのは多分私そこだと思って、あえてその解体はしないでおきました。それこそ賠償請求されると私らは勝ち目がないので、勝手に町が境界を壊したということになりますので、境界棄損罪に該当しますので、私は不法行為はしたくないという思いがございまして、そこは残しておいたという状況でございます。

ただ、公園実施に当たって、所有者の方の了解も得たということで、その残してある擁壁とかそういうものを撤去したというのが第1回目です。2回目の今回の部分でございますけれども、全く水没している中で、当然大きな水路もございましたので、重機も危険で入れられない。当然下水もありましたので、マンホールのふたがもしあいていけば、作業員がそこに落ちるかもしれない。そういう状況の中で一般のいわゆる、復興推進課長が申し上げたような、一般によくある当然片づけてあって当たり前のものが実は片づけられないで残っていたという状況なので、物は全く違います。1回目については、どちらかというコンクリート系の廃棄物といいますか、瓦れきでございまして、今回については、震災当時どこにでもあったようなああいう山になった瓦れきが残っていたということでご理解いただけないかなと思います。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） まず、前後しますけれども、入り口がないのではないのというお話でございましたが、済みません、66ページの資料をちょっと見ていただきたいんですけども、土地利用計画図（基本計画図）ということで、この上のほう、公園の北側ですけれども、赤で三角をつけている部分がございます。ここが一部開園のときの入り口ということで考えております。そして、その前のページ、65ページには、その部分がゼブラになっていて入れないように見えますけれども、この北側の道路ができておりますので、ここから上がっていただけるようにしつらえをすると考えております。

あと、トイレでございます。トイレにつきましては、先ほど80人槽と言いましたが、これは

人槽数は穴の数に応じて決まってしまう。今回、80人槽も要らないのではないのということになりますと、トイレ、女子トイレが2、男子トイレも大小合わせて2、そして多目的トイレ1ということで、必要最小限、この数自体もクリアできなくなってしまうということ、そして、何もイベントのためだけのトイレではございませんで、ここは未来永劫祈りの場として町がしっかりと管理をしていく場でございます。かつ面積も広いということから、必要最小限の数でありますけれども、このような便器の数ということで設定をさせていただきました。それに応じた人槽数というのはどうしても必要になってしまう。結果、経費も高上がりになってしまうというものでございます。

あと、避難場所でございますか、につきましては、このエリアの避難場所は志津川高校ということで、内部で確認をいたしております。そのことから、今回避難道路という形で変更契約をしたいというものでございますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（三浦清人君） ほかに。2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 倉橋です。

この案件は、平成29年、2年前にも一応変更契約ということで上程されていまして、当時、私、議員ではなかったですが、過去の資料を見てみましたら、もともとの原契約の金額が7億7,900万円と。今回変更額としまして14億4,200万円と、ほぼ倍の金額になっているということで、何と申しますか、一部の変更というよりも、もう根本的に抜本的な変更になったと、倍額ですので、そういう印象を持っています。

工期としまして、完成が本来だったらことしの初めのころ、令和元年の当初、初めのころには開園するという計画だったんですね。ちょうど気仙沼も旧向洋高校が伝承館としてオープンするタイミングとほぼ同じで、お互い相乗効果を生むというような感じで、当初の計画どおり進んでいけばよかったかなと思うんですが、それがさらに1年半おくれるということで、ちょっとこれはどうなのかなというふうに疑問に感じています。

この工期がおくれた原因、先ほど課長のほうからも説明ありました、上下水道の配管のことであるとか、宮城県との協議がちょっと時間がかかったというようなことでしたけれども、その宮城県との協議、どういった協議で難航したのか、その理由をちょっとお聞かせいただきたいのが1点目。

2点目としまして、防災対策庁舎がありまして、献花台300万円という金額が書かれています。防災対策庁舎ですけれども、これは以前、私の聞くところでは解体するというような方

向で一旦決まったんですが、それが一応宮城県のほうに20年間保存、所有権を委託するというような感じで、先送りしたようなことになったのかなというふうに理解しているんですけども。これ、とりあえず20年間の猶予期間というのを設けたと思うんですが、それをどうするのかですね。防災対策庁舎を今後どうするのか、そういった議論がまだ具体的にない状態で、献花台300万円を予算計上するというのは、もう防災対策庁舎は、これは残すという決定がされているのかどうかですね。その辺をちょっとどういうふうに考えていらっしゃるのかお伺いしたい。それが2点目です。

それから、3点目、最後ですけれども、築山の部分、緑色のところを一部先行開園するというので、今ある仮設の献花台、それを築山のところに持っていくということなんですけれども、防災対策庁舎、先ほど言いましたところ300万円の献花台、それがあって、さらに築山のところに仮設の献花台を設けると。何か献花台が2カ所になると思うんですけれども、その意味は何があるのかですね。献花台、手を合わせる場所を早く設けてほしいというような声があったという説明を前伺いましたけれども、そういった声を出している方、一体何人ぐらいいらっしゃるのか。何か署名とか、どういった感じでそういう声をヒアリングされているのか、アピールがあったのか、その辺をお伺いしたいと思います。

以上、3点お願いします。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 事業期間の延伸ということで、当然経費もかかるということで、じくじたる思いは当然我々も持っております。しかしながら、最後までしっかり仕上げているという思いで進めております。

今回、宮城県との協議とか、いろんな施工調整の結果ということだけれども、県とどういった協議をというお話でございました。まず、宮城県の環境部局のほうとの話し合いでございますが、当初、一定程度の盛り土をすると。震災瓦れきも建設課のほうで一定程度取っている限りにおいて、そんなにそんなに時間もかからないだろうというようなもくろみの中で、28年の12月、議決を賜りました、2年間ということで。ただ、実際整備するに当たって、保健所と細部の協議を当然しなければいけないという中で、やっぱりしっかりと取っていただきたいと、取る必要がありますよといった中で、どこにあるかもわからないという中で、要は縮図をしながら6.3ヘクタールをやっていくということに判断をいたしまして、29年の6月、その費用につきまして、1億数千万円ここで議決を賜りました。その関係で約6カ月程度、要は盛り土前にしなければいけない工事が新たにということでございます。

あと、県河川でございます。発注した段階では、宮城県の八幡川の護岸工事はまだ発注をいたしておりませんでした。そうした中で、では、そもそも町の発注がということでございますが、しかしながら、一般質問でもお答えはしましたが、まずもって発注をしなければ、なかなかいつまでたってもという部分がございます。そうした中で、言葉は適当ではありませんけれども、見切りでまずもって動かせる土は動かしていこうという中でスタートしたと。その後に、宮城県のほうで施工業者が決まってとか、これは町に委託をするよとか、国道45号がようやく切りかわったとかいうような与条件、与えられた条件を全部飲み込んで工程を一個一個積み上げた結果としてようやく見えてきたのが今般ということでございます。

あと、300万円の部分でございます。防災対策庁舎が宮城県の管理ということで、震災から20年間というのは当然施工している我々も承知をしております。議論した中で、防災対策庁舎がなくなった場合、あそこに献花台がなくていいのかという部分も議論をいたしました。そうしたときに、ちょっと語弊があったらごめんなさいなんですけれども、あるなしにかかわらず、あそこで尊い命がということについてその事実は変わらないという思いの中で、我々はあそこにつつましやかなというような形になりますけれども、献花台を設置することについて、今回そういう判断をさせていただいたというものでございます。

あと、献花台を築山の上に、仮設の献花台を持っていくみたいな話だったけれどもというご質問でございますが、我々の考えとしては、築山の、要は今回提案している防災対策庁舎の前の献花台が設置されるまでの間において、築山の上ではなくて、要は築山のり尻の広場、スペースが一定程度確保できますので、そちらのほうに仮設の献花台を移設したいということを考えて、現在これから検討してくというものでございます。

あと、どのくらいの声があったのということでございますけれども、私の感覚がおかしいのかどうかわかりませんが、私、震災後からいろんなところ、いろんな係でいろいろ歩いております。そうした中で、「男澤さん、手を合わせるところ早くしてけろや」という声はいろいろ聞いておりました。それがどういった場面でどういう人からいつ何どき何人というものではないのかなというふうに私どもは捉えております。

以上でございます。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） わかりました。

それで、工期がおくれている理由としまして、宮城県との細かな具体的な手順であるとか、見切りで発注したとかそういう事情があったかと思うんですけれども、それに加えて、根本

的な問題とか原因としまして、私は一般質問のときにもお伺いしましたが、八幡川の右岸のほうは用地買収という形で区画整理という手段をとらなかったから、この祈念公園の土地取得に手間取ったのが、どうなんでしょう、もうはっきり言いますと最大の理由だったのではないかなというふうに思っています。左岸なんかは、八幡川左岸はやっぱり区画整理ということで進めた関係でどんどん土地の問題は解決していったと思うんですけれども、右岸は結果としてちょっと左岸側に比べておくれていったという事情が、この工期のおくれの最大の原因じゃないかなと思うんですけれども、その辺をお伺いしたいのが1点目ですね。

それと、あと防災対策庁舎につきましては、残したいという声、私も残すべきとかいう声は聞くほうなんですけれども、これも私、以前質問させていただきましたが、南三陸町としては、東北地方整備局がことしの始めごろですか、震災遺構を募集して、各被災地から震災遺構が応募されて、大体200件ぐらい声を上げたということなんですけれども、南三陸町としては特に手を挙げなかったということがありました。そのあたり、担当課の間でちょっと温度差があるのではないかなと思うんですけれども、この防災対策庁舎を震災遺構というふうに公に言えるのかどうかですね。言っているのかどうか、その辺もどういう位置づけなのか。防災対策庁舎をどういう位置づけで考えたらいいか、町の震災遺構だというふうに言っているのかどうか、それをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） まず、1点目でございます。区画整理という手法を右岸側でもとらなかったのがというようなご質問でございましたが、議員も篤とご承知だと思っておりますけれども、右岸側につきましては、当初二十数ヘクタールですか、を公園ということで震災復興計画に位置づけておりました。町としては、なので買収をお願いしたいというような形で進めてまいったものでございます。区画整理という手法をとということでございましたが、それはテクニカル的には当然できなくはないという部分だと思います。ただ、左岸側の60ヘクタールに加えて右岸側ということになりますと、90ヘクタール弱という部分の面積の広大さ、加えてその後の維持管理等々も考えたときに、なかなか町としては右岸側のいわゆる公園の部分を入れた右岸側も含めた九十ヘクタール弱での区画整理という手法はとらないという判断をしたというものでございます。

あと、2点目につきましては、企画課長から答弁をいたさせます。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） まず、東北地方整備局で募集しておりました震災遺構の関係ですが、

当初のことしの12月か1月ころですかね、申し込み開始した時点で、震災祈念公園の全体の概要、いわゆる整備スケジュールもまだ不確定要素があったということで、手を挙げておりませんでした。一定の方向性が見えたということで、4月か5月だったと思いますが、既に震災祈念公園について、震災遺構としての申請を出しているところでございます。

もう一つ、防対庁舎の取り扱いでございますが、議員ご承知のとおり、県有化されているということで、今後解体、あるいは残す、そういった議論は今後の課題というふうに捉えていただきたいと思います。その方向性が決まっていないうちで、町として震災遺構という形での言葉で表現するには至っていない。県のほうではどうなのかというと、整備局の震災遺構に対しても手を挙げていないといったような状態でございます。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） わかりました。では、防災対策庁舎はまだちょっと公には南三陸町の震災遺構ではないという解釈で理解をいたします。

それと、土地の件ですね、お聞きしましたけれども、ちょっと最後に聞きますが、用地買収はもう全部終わっているというふうに理解してよろしいですか。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 祈念公園の用地につきましては、まだ町の土地になっていない部分がございます。

以上です。

○議長（三浦清人君） ほかに。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 何点か聞きたいと思います。

私は、南三陸町にとって祈念公園というのは観光の拠点、まして商店街も含めて私は観光の拠点だと思います。その中で、南三陸町の観光の拠点としての観光客の回遊、そういったものも考えていけば、大震災で大津波を受けた町として、安全性には最大の配慮をしないと行けないと。祈念公園においても、そこから人災を出してはいけないと、そういった使命感のもとに祈念公園の整備をしないと私はいけないと思っています。そういった観点から何点か質問します。

築山に関しては20メートル、そして頂上に、たしか私が以前聞いたのは、大体200人ぐらいの人たちがもし逃げおくれたらあそこで一時避難できると。それが、公園が小さくなったことによって、もちろん築山の形状も小さくなったということで、その人数が減ったと。私は少な目に聞いたような気がするんですが、まあ20名ぐらいかなと。その築山の避難できる人

数、そして築山を土盛りしたときのその土盛りの土に土壌改良、強固な土壌にするために、そういったしつらえを築山のほうにはしたのか、その辺、1点目です。

あと、2件目として、築山からの避難道、先ほども何人かの同僚議員が聞いたんですが、北西のほうに今回地図で示されていますが、あそこから避難路にするんだと。しかしながら、あの先の道路というのは、志津川高校というような説明を受けましたが、あの道路の避難道もどのような形に整備するのか、何も示されていません。12月の一部開園ということで、もう間もないというような感じで私は受け取っています。そういったことを考えれば、その道路の道幅とか、その辺、わかっている範囲で教えてください。

あと、この右岸側の公園側の河川堤防に関しては、2年の9月完成ということなんですが、それと並行して中橋、人道橋の整備が完了されているのか。その3点、お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 昼食のための休憩をいたします。再開は1時10分といたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時08分 再開

○議長（三浦清人君） 再開をいたします。

初めに、10番高橋兼次君が着席しております。

議案第82号の質疑を続行いたします。

4番千葉伸孝君の質疑に対するの答弁から。復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 答弁させていただきます。

まず最初に、議員、震災復興祈念公園の整備の目的ですかね、観光の拠点というようなお話がございました。本公園は、町の考え方なんですけれども、東日本大震災によりまして犠牲となられました人々の追悼の場、鎮魂の場であるとともに、甚大な被害の記憶や教訓を後世に伝承していく場、さらには震災からの復興を祈念する場として整備をするものというふう到我々は意識をいたしております。その上で、当然安全に配慮をした公園でなければいけないというのは議員ご指摘のとおりでございます。

何点かご質問いただきましたので、順にお答えをさせていただきます。

まずもって、TP20の築山の天端の広さについてのご質問でございます。これまでもご説明をさせていただいておりますが、平場の面積は約250平米でございます。これまでの説明で、例えば2平米に1人というふうに変換すれば125人程度なのかなというような話はさせていただいております。

続いて、志津川高校への今回1,800万円ということで計上させていただいている避難道という部分のご質問でございます。避難路の施工延長は約140メートル、幅員は約4メートル、アスファルト舗装をするというものでございます。本避難路につきましては、基本的に歩いてと、徒歩避難という観点から車どめを設置したいと考えております。ただ、一応有事の際に、その車どめも外せるような、いろんな車どめ、種類がございますので、そういった部分での配慮、検討は当然にさせていただくというものでございます。

あと、築山の部分かと思うんですけれども、地盤改良のご質問がございました。祈念公園には当然避難看板等は遺漏なく設置をさせていただきます。その上で、築山の安定性についてのご質問かと思えます。一般的に地盤改良は上載荷重への耐える力、上に乗る力に耐えるためにやるというのが一般的でございます。あるいは、円弧滑りといった部分の対策として有効ということで、よく公共土木工事では地盤改良という策は用います。ただ、津波の対策、波の対策という観点からは一般的ではないのかなというふうに思っております。その上で、本公園の築山につきまして、安全性の観点からの検討は当然我々させていただいております。

まず、1点目として、本公園の築山は、東日本大震災からの復興に係る公園緑地整備に関する技術的な指針、あるいは津波災害に強いまちづくりにおける公園緑地の整備に関する技術資料、あるいは津波災害に強いまちづくりにおける公園緑地整備関連資料等々の指針を参考として整備をいたしております。本公園の築山につきましては、円形の形状としておりまして、津波のエネルギーを東西両サイドに逃がす形としていること。

2点目といたしましては、斜面の勾配につきましては、基準上、一般的に30度以下、1割8分とか1割5分見ますけれども、であれば安全であるとされている中、今回本町の築山の勾配は15度弱から12度強でありまして、基準よりも緩やかな斜面勾配であること。また、常時、地震時における築山の安定計算を実施いたしております、所要の安全率を満たしていることから安全であるというふうに判断をしております。

加えて申せば、議員もご承知かと思うんですけれども、東日本大震災が発生したときに、築山に避難して一命を取りとめた事例もございます。例えば、私も覚えているんですけれども、築山だけではなくて、東部道路も津波を食いとめております。いやいや、津波の要は流速とかそういった観点からどうなのという部分もございますけれども、さまざまな今前段申したこと等を踏まえまして、可能な限り現時点での試験の集積の結果として安定性は確保されていると我々は考えております。

あと、最後に、中橋の関係のご質問がございました。中橋につきましても、全体開園を来年

の9月と我々今見定めている中で、中橋につきましてもそれに向けて工程調整をしながら、現在中橋も工事を進めさせていただいていると、おくれを生じないようにしっかりとやっていきたいと。

以上でございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 築山の形状、あと津波による被害、そういったことを想定した東日本大震災の建設基準にのっとってやっている、とにかくそういった面では大丈夫だと。説明を聞けば納得はします。しかしながら、自然災害って、私たちが南三陸町で経験したあの災害って誰も想定しない中でああいった津波が起こっています。そして、最初の津波、一波、二波、三波、五波、そして引き波がそれに準じて起こっていることを考えれば、私が今多くのビデオ映像から見る限りは、その津波の威力、そして津波がいろんな場所でいろいろな動きをしたときの津波の被害ということも想定に入れて、とりあえず避難だということを私は第一に考えるべきだと思います。それが自分の身を守る自助的な、そして公助的な面ではやっぱり環境整備が求められると思いますので、その辺は欠かさず今後とも意を尽くしてやってもらいたいと思います。

あと、北西の避難道140メートル、そして徒歩だと。高齢者、足の悪い方も来ますので、そのときは車どめを外して車でも逃げられるような環境づくりを、町のほうではその道路に対して考えているというような話でした。今現在ある状況を見ると、田尻畑に行く道路が一本通っていますが、それとこの避難道路は接続しているのか。接続したならば、逆に避難道として田尻畑のほうに行ったら、もし津波が来た場合は、やっぱり大船まで行っているの、津波の威力というのはすごいと思いますので、そして今課長が申された志津川高校までというような話ですが、この12月一部開園した時点で志津川高校までの道路が整備になっているのか、その辺お聞きします。

あと、もちろん、課長今話しましたが、中橋の人道橋、こっちの右岸の河川堤防ができた時点で安定した河川堤防の上に中橋、人道橋を通すということでは、並行で進めていって、その河川堤防ができた時点で中橋が完成するというような今の説明と私は解釈しましたが、それでよろしいのでしょうか。

そして、祈念公園開園に向けて着実に着々と進んでいると。その中で、おくれる意味合いでの予算がこのぐらいかかるということでの今回は議案だと思います。ただ、現実的に今後もおくれないという確約的なものは私はないと思うんですよ。今後とも工事がおくれたり問題が

発生したらば、まだまだ予算もかかり工事期間も延びると、そういったこともあり得るんじゃないでしょうか。例えばの話をする、例えばの話には答弁できないというような話なんですが、おくれるということは想定しながらやっていくことも町としては当然のことだと思いますので、その辺もう一度お願いします。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） まず1点目、想定外を想定しなければならないと、まさにおっしゃるとおりでございます。想定外を想定、できる限り頭の中で想定しながら策を練っていくというのは今回の震災の教訓、まさにそのとおりでございます。本築山につきましては、位置づけなんですけれども、一時避難地としての場所、逃げおくれた方のための避難地として整備をいたします。志津川高校ですと、避難先はといっても、どうしてもいろんな事情の中で、もう想像もつかないような事情の中で、どうしてもそこまでたどり着けない人がいたときに、ではその人はどうなんだという部分への備えとして、当然考えるべきであろうというのも一つございます。位置づけとしては、一時避難地でございます。

あと、田尻畑のほうという話でございますけれども、ちょっと資料66ページのカラー写真、非常に見づらくて恐縮でございますが、志津川高校の登校坂に至る現時点で考える最短のコースを整備いたしました。でございますので、例えばそこから当然田尻畑のほうにもあの道路つながっておりますので、行くことは可能でございますけれども、あくまでも祈念公園の中にこの避難先は志津川高校ですと表示をいたしますので、そこへ到達する最短のルートとして整備をするものでございます。

あと、右岸堤防ができた時点でというお話でございましたが、現在、中橋の施工エリアの護岸工事は町が受託をして工事を進めております。ざっくりした手順でございますが、現在、護岸工事、張りブロックの工事をいたしております。その工事が一定程度進みましたら、その後、中橋の上部工の工事で橋台に上部工をかけて、その後仮囲いをして床版とか、いわゆるしつらえの工事をしていくということでございますので、護岸工事が一定程度進みましたら、その後、中橋の上部工の工事が入ってきて、その後に開園というようなのがイメージとしてはございます。

あと、もうおられないという確約はできるのかという話でございましたけれども、まだ来年の9月までということで、1年以上先のスケジュールを可能な限り見定めてお示しをしているところでございます。このスケジュールにおくれを生じないように我々、工事を進めていく、以上でも以下でもないということでございます。

以上です。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 先ほど、課長の答弁に、鎮魂の場だと、その辺は誰でもわかることです、私もわざわざ答弁で答えられなくても。しかしながら、さんさん商店街がある程度来場者が落ちついてきた中で、交流人口を求めた場合には、祈念公園に来たいという人たちというのはこれからふえていくのかなと。またそれも下火になるというような、さんさん商店街とか商店街の形成を見れば、そういったふうなことはおのずとはかり知れることだと思います。だから、いろんな方向の中で町に来てもらうことを余計しないと、観光立町、あと交流人口の拡大には私はつながらないと思うので、あえて祈念公園も私は交流の場、もちろん追悼の場、それはやっぱり交流人口拡大とか、観光の意味合いが私は強いと思いますので、別にそれは鎮魂の場だということだけではなくて、そういった言い方をしてぜひ来てほしいと、この祈りの場所で皆さんで亡くなった方を鎮魂してほしいというような言葉がけによって、やっぱり町に人を呼び込む、これが必要だと私は思います。

最後に、先ほど工事が延びた場合に予算とかかかってくるのではないかと私は懸念していますが、今回の祈念公園の整備に関しては、もう多額の予算が増額、増額というような形で私は来ていると思うんです。これ、町民の税金だったり、国民の税金です。とりあえずUR都市機構の工事の進捗延伸がなかなか思いどおりいかないというときは、また申請すれば補助金、交付金が来るのかという、そういった目的で工事が延びるということは、私はあつてはならないと思います。お金をかけない、できるだけ、そして、最善の工事とあと環境づくりをする、これというのは、町として当然だと思います。

これまで震災から9年目を迎えています、全国からの国民の支援というのはいっぱいお金もらっていると私は思うんです。そういった中で、ほかの公園とか慰霊碑とか、それを見ると、気仙沼市ではクラウドファンディングによってお金を集めて締め切りぎりぎりに多くのお金が集まって、それを整備に使うと。そして、北上川でも慰霊碑が立っていますが、その部分だけでそのほか余計なものはありません。大川小学校も被災した場所だけ、そしてこの辺ですと、気仙沼の向洋だってあの場所を見学に来た方が見やすいようなしつらえをしています。そういったことを考えると、うちの町は余りにも祈念公園、必要な場所ですが、お金を私は使い過ぎているのではないかなと思います。そういったことを考えたときに、この手法が町長の考える祈念公園の整備のあり方なのか。もっと別の形でのお金を何とか工面して、今後いろんな整備が必要になってきたときに、そのお金をいろんな形で集めることに

よって、その資金を使って不足する祈念公園の整備に私は充てるべきだと思うんですが、町長、その辺の考えを最後にお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） この祈念公園の整備につきましては、我々の思いだけではなくて、基本的にこれは復興庁の予算、これが認められるか認められないかということでこれまで進めてきたわけでございますので、これはある意味、勝手に我々がこの予算をとということではなくて、こういうふうな状況ですということを説明をいちいちしながら、それで復興庁の了解をもらって財源の手当てをしてもらっているということでございますので、ご理解いただきたい。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 多くの方々がおいでになるだろうというのは容易に想像いたしております。公園内に案内看板とか避難看板を遺漏なく設置をしたいと、するという考えでございます。その中で、その看板は3カ国語の表示を考えております。いろいろな外国の方とかにもしっかりと公園の概要とか避難する場所が伝わるように、しっかりと対応していきたいと考えております。

あと、財源でございますけれども、本公園には、町長が申しましたとおり、ベースといたしましては復興交付金を充当させていただいております。加えて、実際これまでいただいた多くの寄附金も一定程度充当させていただいております。加えて、一般質問で町長答弁いたしました、お金ではなくて物でという形で、例えば桜の植樹とか、あとはモニュメントの全優石さんとかですね、さまざまな主体の方からいろんな手法で善意を頂戴いたしまして、現在整備をしているというところでございます。お金をかけないでというのは、当然肝に、当然私の心にもございます。しかしながら、一定程度のしつらえはどうしてもやはり必要という中で、資金等々の算段をして現在に至って本日の提案ということでございますので、ひとつご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 何点か伺いたいと思います。

まず、第1点目なんですけれども、私も前議員と同じように、瓦れきの処理について、課長の説明でほとんどわかったんですけれども、そこで伺いたいのは、この話を聞いていて、逆森友みたいな感じで私聞いていたんですけれども、そこで伺いたいのは、この片づかないと

ころに仮置きができたのかどうかという点が、まず第1点です。例えば、右岸のほかの場所、高野会館のあたりにも仮置きの下には瓦れきというか、そのごみのようなものがあるのかなのか。その点、まず1点伺いたいと思います。

次、62ページの、62ページではないな、別の部分です。そこで、課長、再三説明あったんですけども、一日も早く手を合わせる場所をということで、誰からの声なのかということで質問があった答弁を聞いたんですけども、これ町内の方のあれなのか、もしくはどういった声なのか。現在手を合わせている方というのは、地元の人がいるのかいないのか、その点簡単に伺いたいと思います。

あと、62ページには、11月完成予定の部分と来年1月完成予定の部分があります。そこでこの両方がいつ開園になるのか、その時期を教えてくださいたいと思います。

あと、一部開園のこの安全仮設費4,100万円は、期間はいつからいつまでなのか、その点伺いたいと思います。

あともう一点は、名簿安置の碑ということで、これは62ページにあって、先ほどの説明では、4.2メートルの御影石ということでした。そこで伺いたいのは、中におさめた名簿の管理、どこがどのように管理していくのか。先ほどだと、町のほうで管理するということでしたけれども、ある程度具体のこの管理方法、その管理先が今の時点でおわかりでしたら伺いたいと思います。

あと、最後、トイレについてなんですけれども、先ほど多目的の部分もつくということで、車椅子にも対応になるということを確認したかったんですけども、その点。それで、トイレなんですけれども、デザインは誰がするのか、トイレのデザイン。ちなみに、マテリアルというか、石なのかどうなのか。この築山ではほとんど石でつくられているので、トータルのデザインからすると、どのような形でトイレができるのか。

以上、伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） お答えをいたします。

まず、1点、今回のその瓦れきが出てきた場所に瓦れきの仮置きはしていなくて、そのままでございまして、土砂も仮置きはしていないはずです。国道を挟んで海側ですけども、ご存じのように松原公園がございまして、そこについては当初瓦れきの仮置きをして、それで県のほうで処理施設をつくった段階で搬出をしたと。最終的に町有地でございますので、当該業者のほうで最終的な片づけをして、町のほうで土地を引き受けて、その後土砂の仮置き

をしてございます。高野会館周辺には瓦れきの仮置きは行っていないという状況でございますので、当初通常どおり浸水はしていませんでしたので、通常の瓦れきの撤去を行って、その後土砂の仮置きをしたものと理解をしてございます。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 町内ですか、町外ですかというお話でございましたが、私が直接お話をいただいたのは、町内の方もいらっしゃいますし町外の方もいらっしゃいます。要は、私思うんですけれども、数とか人数なのかしらという部分はございます。あの東日本大震災で800余名の方々がお亡くなりになって、手を合わせる場所なりがというのは、町内の多くの方々の意見だと、思いだと私は思っておりました。しかし、8年を過ぎてもまだないという話、結構ぐさぐさと刺さるようなお話も私いただいております。ただ、その際、返す言葉もないんですけれども、愚直だけれども一生懸命やっているというように返していると、お答えをさせていただいているというのが実際でございます。

あと、2点目、この黄色に着色した部分とあとはこの薄紅色の部分が1月、2月にできるという話だけれどもという話でございました。私の頭の中では、3.11というのが当然我々、忘れてはいけない日としてございます。この黄色の部分、実はこれは張り芝の部分でございますので、一定期間の養生が必要だという部分からすれば、この2月の末なり1月の末に張り芝は終わるけれども、中に入れるのという、そうではないという部分はございます。ただ、その周辺の園路等々につきましては、当然歩けるという限りにおいて、2月の末にできるということを見定めて、あとは内部で今後検討させていただきたいと思っている部分でございます。

あと、4,100万円の仮設の内訳でございますが、安全施設、単管バリケードのリース料でございますけれども、約9カ月を見込んでおります。安全誘導員につきましても約9カ月分を見込んでおります。仮設のトイレの設置も概算で見込んでおるといふものでございます。

あと、名簿安置の碑の中の管理ということでございます。これは町が責任を持って管理をすべきものと内部で整理をいたしております。ただ、具体につきましては、この後保健福祉課長のほうからこの点につきましては答弁させていただきます。

あと最後に、トイレ、多目的ということで、車椅子の方も入れるようなしつらえとさせていただきたいと思っております。あと、デザインというお話でございますけれども、本トイレにつきましては、いわゆる二次製品、既製品ということで、別途デザイン料をかけて特徴あるというような考えは持っておりません。

以上でございます。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） それでは、名簿の管理ということでご説明いたします。

安置いたします名簿については、現在当課で調製を進めております。その後、安置をした後においても、名簿そのものについては当課で管理を担っていくべきものと思っております。あと、具体的その管理の内容ということですが、名簿そのものは和紙で調製いたしますので、湿気が一番の大敵といえますか、そういうものになろうかと思っております。現在、復興推進課の協力のもと、その試験的に同じような和紙を使って今中に入れて、保管の試験をしております。その状況を見ながら必要なことをしていきますけれども、現在考えられますのは、年に1回程度は風通しといえますか、中から出して外の風を当てて湿気を抜いていくと、それからそれにあわせて中の防虫剤、あるいは除湿剤等を入れかえていくというふうなことを想定してございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 瓦れきについてなんですけれども、課長の説明ではある程度わかったんですが、右側の高野会館側の町有地以外の部分というのは、まだ基礎とか何かが残っているかどうか、その点だけ伺っておきたいと思っております。

あと、一日も早く手を合わせる場所ということで声があったということなんですけれども、これのもと先ほども観光という言葉も前議員から出ましたけれども、私、町長の考えも伺った折には、観光に資さない場所だということで認識していたものですから、そこで、誰のための公園なのかという、そういうことを再度確認して追悼、鎮魂、追悼の場としては、全国のお世話になった方たちに対しては十分機能すると思うんですけれども、鎮魂の場という部分が、私はいささか弱いといったら変なんですけれども、どちらかという追悼の部分がウエートが高いような気がするので、そこを伺いたいと思っております。

あと、11月完成予定と、来年1月完成予定の課長から説明いただいたんですけれども、余り丁寧過ぎてちょっとわからなかったのが、私聞きたかったのは、11月完成予定の完成して、開園するのはいつなんだ、その両方、1月完成したやつも、はっきりと3.11という言葉が出なかったものですから、そこでの確認をお願いしたいと思います。

あと、名簿安置の件ですけれども、今、課長から答弁ありました。和紙でできているということで、広島あたりだと人数がいっぱいあって陰干しのような形で毎年ニュースになるんですけれども、当町においては年1回程度というんですけれども、そういった形をどのような

形で、もう少しだけ詰まっていたら伺いたいと思います。

そこで、担当課のほうにもう一度聞きたいのは、当町において遺族の会のような団体組織は8年たった現在で存在しているのか、していないのかの確認をお願いしたいと思います。

トイレの件に関しては、既製品で対応するということですがけれども、私本来ならば、築山をデザインした教授の方をお願いしてつくるべきだと私は思います。なぜならば、公園というのは、心がある程度豊かというか、安らげる場だと、私行ったことないんですけれどもニューヨークのセントラルパークとか、公園という意味では、そういったところからして、その教授に頼む気は最初からなかったのか、あったのか、伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 海側に建物の基礎があるかないかというご質問でございますけれども、大分時間はたっているのですが、100%こうだとは申し上げませんが、震災当時をよく思い出してみれば、当時残っていたのが松原の町営住宅、それから中央公民館の一部、それから高野会館、大分波の勢いで地盤そのものが、当然埋め立てたところで盛り土地帯でしたので、地盤そのものがなくなっているという状況でしたので、八幡川にたしかわずか基礎が残っていたような記憶はしてございますけれども、ほぼほぼ建物の形跡は見るができなかったと感じてございますので、必要な部分についてはほぼほぼ申請をいただいて撤去をしたものと考えられます。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） まず、いつ開園するのかというご質問でございます。築山部分の天端の部分が11月末までにもということですので現在工事を進めております。工事が終わりましたら、URの検査、そして町の検査等々が一定程度の日数が必要でございますので、12月の上旬にも一部開園をと考えておるのが1点。

あと、言葉で言えば、下の部分の黄色の部分とか、あとは語り継ぎの広場の部分につきましては、2月あたりには完成をする予定でございます。その部分につきましては、できれば3.11の前には入れるようにという考えは持っておりますということ。

あと、誰のための公園なんだという部分でございます。前議員の質疑の中でも私申し述べましたけれども、ここは祈念公園ということで、公園という形をとっております。しかしながら、根っこの部分は東日本大震災によって凶らずも犠牲となられた方々の追悼、鎮魂、そしてこの被害の記憶、教訓を後世に伝承してく場として整備をしたいと考えております。誰のためというストレートなお答えにはなっておりませんが、追悼、畏敬、継承、祈念、

あとは創造という5つのキーワードで答弁にかえさせていただければと思っております。

あと、トイレでございます。トイレにつきましては、宮城先生に最初からデザインをしていただいたものではございません。ただ、当然整備するに当たって、色味とか形状とかにつきましては、宮城先生とキャッチボールをした上で整備をするというものでございます。町として最初からこの部分を宮城先生に発注すべきだったと思うよというお話でございますけれども、町としてはそのような対応はとらなかったということでございます。

以上でございます。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 管理の中で、先ほど申し上げました風通しの件についてお尋ねがございました。まだ具体的にこれこれこうしていきますということはしっかりと固めているわけではございませんけれども、やり方としては、いずれ先ほども申し上げました防虫剤とか除湿剤を交換するという作業がございますので、それにあわせて風通しをしていくということになるかと思えます。ただ、何度もあけますと、そのあけるタイミングで何か入り込むということも考えられますので、そう多く扉をあけていくというのは逆に保管としては余りよくはないのかなと思っておりますので、扉をあけるのに一番ふさわしい時期を選びながらそこは考えてまいりたいと思っております。

それから、あと遺族会の件が出ましたけれども、私の承知しておる限り、遺族会というものについては、まだ組織はされていないと思っております。ただ、遺族会の組織自体を否定するものでも肯定するものでありませんけれども、やはり設立するとなれば、ご遺族皆様のお気持ちというものも考えないといけないと思えますし、あるいはその設立の趣旨というものも整理していかなければならないと思えますし、行政主導であるのかどうかということも考えてまいらないといけないと思えます。さまざまな要件をまだまだ考慮しないといけない時期なのではないかなとは思っております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） では、瓦れきについては、自分わかったんですけども、ちなみにこういったケースで出てきた場合は、その処理費用はどうなるのか、町負担なのか。復興が終わっていけばできないんでしょうけれども、そのこのところだけ確認させていただきたいと思えます。

あと、その完成予定のあれなんですけれども、開園12月、2月、そこで伺いたいのは、開園するたびに今回のような安全仮設の部分の費用がかかっていくと思うので、そのこのところを

まとめてやるとか、部分部分で今回のようにできたところからしていくとなると、またこの費用がかかると思うので、そここのところの確認だけお願いします。

あと、名簿安置に関しては、課長、防虫、防湿、いろんな大変な神経を使う形での今回のこういった名簿安置ですので、将来的にという言い方では失礼なんですけれども、私とあと前議員も以前言っていたように、このせっかくの石づくりの公園で、石に刻むというそういう見直しは多分できないんでしょうけれども、今後検討していけるのかどうか。

あと、遺族会に関しては、全然動きがないということなんですけれども、よその公園のできた自治体ではどのようになっているのか、ご存じだったら参考までに伺いたいと思います。

あと、トイレに関しては、宮城先生と連絡はとってトイレの検討を進めているのか、その点。ちなみに、トータルなデザインからすると、いろいろアドバイスがもしコンタクトがとれていけば良かったと思うので、あと宮城先生は現在も大学の教授なのかどうか、その点だけ最後確認させていただいて終わります。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 今後、瓦れきが発見された場合はということですが、一番最初に申し上げたとおり、一般廃棄物でございますので、もし発見されれば当然町が責任を持って処理せざるを得ないと思います。現実的に、まだまだ実は海の中に瓦れきがございまして、しけのたびに打ち上げられたり、漁師の方が運んで陸揚げしてございます。それは今でも町のほうの負担でもって処理をしているという状況でございますので、100%なくまるまでは町の負担が続くんだろうと思っています。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 今回、計上しております4,100万円につきましては、来年の9月の全体開園までの間に必要と思われる経費について一切合財計上させていただいているというものでございます。要は、施工上の安全管理について万全を期さない限り、もし万一に一つ事故が起きた場合には、当然その事故の対応だけではなくて、現場もとまるしと、結果的に開園時期とかにも当然に影響する可能性があるという中で、しっかりと対応させていただきたいという考え方の計上でございます。

あと、宮城先生のことでございますが、現在も町としっかりと連絡、コンタクトはとれております。全体のコンセプトとか小さい部分から含めて、例え話なんですけれども、例えば祈念公園の中に設置する施設の案内看板の文言とかにつきましてもキャッチボール、そのレベルまでさせていただいているというものでございます。トイレ等々につきましても連絡はし

っかりととらせていただいております。宮城先生は、現在放送大学の教授でございます。

あと、名簿安置の碑の関係でございますが、保健福祉課長から答弁させていただいたとおりでございますが、確かに現在うちの課として毎月1回、中の湿度とか、虫が入っていないかとか、あとは湿度が何%で推移しているのかというのを毎月1回現場に行ってデータを収集しております。あとは、カビ、万に一つもカビが生えていないかとかいう部分まで、実は1年間検証をし続けております。この作業というのは、今後も必要に当然ある程度なっております。この手間を私は惜しんではだめなのかなと思っております。東日本大震災で亡くなられた方々800余名の方がいるという事実があつて、現在まで復興事業を進めてまいっております。ここを心の中から我々職員は消してはだめなんだという思いが当然にあります。そうした中で議論した結果、町としてしっかりと管理をしていくということで、その手法等々について、保健福祉課長が申し述べたとおりでございますので、ひとつご理解を賜ればと思っております。

以上でございます。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 名簿については、今復興推進課長が申し上げたとおりでございます。

それから、あと他市町村での遺族会の動きということでございましたけれども、今回の調製に当たっては、近隣ということで女川町さんですとか、あるいは東松島市さんをちょっと行って見てまいりましたし、話も伺ってまいりましたけれども、その時点では遺族会というふうなことは確認できませんでしたので、県内のよその市町も含めて、そこについては承知してございませんので、ご容赦いただきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） ほかに。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 3点ほどお伺いしたいと思います。

今質疑の中で、避難道ですね、高校までの。これはいつまでに開通する予定ですかというお答えがなかったかなと思っておりますので、お願いいたします。

それから、2点目といたしまして、恐らく12月の一部開園というのが一番最初の開園で、その後は3月にやるかやらないかはちょっとまだわからないと、全体開園は9月だという、多くて3段階みたいなイメージなのかなと思うんですけれども、その12月の部分開園、一部開園の際に、参考資料でいいますと67ページに5つのこういうものを整備しますよということがございますが、どれがとかどこまで12月の段階では整備されているんでしょうかとい

うことをお伺いしたい。これが2点目です。

3点目といたしまして、公園自体ができ上がった後、その公園を一体どのように維持管理していくのかと、管理してくのかというところが大変重要であろうと思いますので、そこは議案の段階では関連質問になってしまうかも知れませんが、今検討している段階でお話できることをぜひ町民の皆さんにも周知すべきと考えますので、答えられる範囲でお答えいただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） まず、避難道でございます。避難道の整備時期につきましては、全体開園のときまでに整備をしたいと考えております。ご存じのとおり、JRの敷地をお借りして、承諾をいただいた中で工事を進めていくということもでございます。そのJRの敷地を渡った先は、廻館の圃場整備エリアでございますので、そういった部分での一定程度の調整期間も当然に必要であるという中で、この避難道につきましてはの完成は全体開園のときと考えております。それまでの間はということでございますけれども、それはもうボックスなくなりましたけれども、従前の町道を使って、志津川高校に避難をとというものでございます。これが1点目。

あと2点目、67ページの①から⑤のこれが11月末までにどこまで完成するのかというご質問でございます。現在考えておりますのは、①から⑤まで全て完成をする予定でございます。ただ、メモリアルレリーフ、あるいは復興祈念のテラス、これが工事施工エリアと隣接している場所でございますので、こういった部分への安全対策につきましては、しっかりと対応をしていきたいと考えております。

あと、維持管理の関係でございます。現在、志津川のまちづくり協議会に議論をある意味お願いして、あるべき姿についてご検討いただいている部分でございます。維持管理といいましても広うございまして、例えば樹木の管理、あとはトイレの維持管理、あとは照明、あとは実際に入ってくる来園される方への対応とか、さまざまな業務がございます。そういった中で、こういった業務を住民主体で、ただこういう部分につきましてはやはり官側でといった部分の交通整理が現在、私考えるにまだそこまでできていないのかなというのがございます。一言で、維持管理何ぼかかるのみたいな議論だけ先行して、具体の部分がなかなか落ちついていないのかなというのが実態としてございます。部下職員のほうには、これから先その部分も具体に見える化していかないといけないんだという部分で、関係部署集めて具体の管理の手法等について加速していこうやというような段階にあるというのが、実際現場の仕

事、事務の流れ、現時点というところでございます。

以上です。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 一部開園がどこまでどういうふうに段階的に進んでいくのかというところが実は一番関心がありましたので、議案参考資料を見たときに、11月に1回オープンして、12月にまたオープンして、1月、2月でまたオープンして9月までと、5回も一時開園をやるのかなとちょっと推測したものですから、そうではないよという確認をいただいたところでございますので、その線で検討していく以外ないのかなとは思いました。

避難路に関しては、その避難先の調整もあるのでぎりぎりまでかかるのではないかという見通し、わかりました。

そのしつらえについても、12月の開園時点で一定程度というか、ほぼ全てエリア内にあるもの、もしくはその築山の周辺に整備されるレリーフであるとかテラスについても、一応完成をさせる予定だということのようですので、そうなれば、そこに実際にやはり人を案内して、一部であっても開園してくという意義は一定程度あるのかなと考えるところでございますが、なお一層のこと、その余計な事故であるとか何か事案が発生しないように十分対応していただく必要があるのかなと。これは前者もほかの議員の皆さんもおっしゃっていますので、私から改めて繰り返すわけではありませんが、確認していただきたいと思いますと思いました。

最後の管理体制については、私はまだ大変急いでしっかりと検討していく必要があるんだろうなと思いますが、まちづくり協議会とか担当課を上げて調整中ということでございますので、官の役割としては、やはり全ての面積を行政で一括管理するということはこれは非常に難しいだろうと思いますので、どういう手法があって、町民の皆さんにはどういう協力をいただく必要があるのかということをしっかりテーブルの上に乗せて、わかりやすく説明していただく努力をしていただきたいと思います。再度その点、今後の進め方について、町長含めてお考えがあれば伺いたいと思いますが、いかがですか。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） まず、大変申しわけございません。先ほど①から⑤全てというお話をさせていただきましたが、済みません、膨大な資料なもので。メモリアルレリーフにつきましては、物は何とか制作は間に合うんですけれども、周辺の工事が追いつかないということでございますので、これにつきましては、薄紅色で塗っているエリアでございますの

で、これにつきましては12月には完成していないということでございます。大変申しわけございませんでした。

あと、安全対策につきましても、当然ながら万全を期してまいります。

あと、維持管理の関係につきましても、議員もまちづくり協議会の議論等を傍聴においでになったことも当然あるのは承知をしておりますが、官側でこうやるべきなんだと、べき論で押し切ることなく、意見を聞きながら、ただ折り合いをつけながら進めてまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 維持管理について、これからまち協を含め、それから町民の皆さん、いろいろご議論をいただくとありますが、一つの手法、手段として、岩沼の千年希望の丘が岩沼市民の皆さん、あるいはボランティアの皆さんで一緒になって整備をしているというのがございますので、ああいうのも一つのお手本になるのかなと考えております。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「はい」の声あり）

これより議案第82号の討論に入ります。

まず、本案に対し、反対討論の発言を許します。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 反対の立場で討論いたします。

この公園は、被災した町民にとっては思いの深い公園になるでしょう。そしてまた、観光客や来訪者にとっても南三陸復興のシンボルにもなるでしょう。これから、園路工事や植栽工事が完了し、見ばえがよくなったころ開園すべきでないでしょうか。工事途中で観光客が見れば、どう思うでしょうか。慌てて開園すべきではないと思います。

さらに、当初計画の2年と工事完了は到底最初から無理があり、当初計画7億円から15億円と2倍の復興予算と計画であり、町民に理解してもらうには困難きわまりない思いがします。

議員皆様におかれましても、大きな視点で物事を考えていただきたく、本案に反対するものです。

○議長（三浦清人君） 次に、賛成討論の発言を許します。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） それでは、私は賛成の立場から討論をさせていただきたいと思っております。

ただいまの質疑の中で、今後その維持管理の体制、私はお伺いしましたのは、これについて

の検討は遅いくらいでありまして、どういうふうに公園を位置づけて、町民の皆さんと形づくっていくのかということは、これはペースを上げて検討していく必要がある内容でございます。開園をこれ以上おくらせていくということは、非常にデメリットが大きいと言わざるを得ないのかなと考えます。

また、公園の施設そのものの性質を考えた場合に、実際に人が入って、その公園の中で過ごして、一体どういう改善点があるのかということ、事業は進めながら検証していったほうがより効果的であると考えますし、人を入れる前に全ての改善点を洗い出して、万事これで問題なしというふうに事業を進めていくということは非常に難しいと考えます。

思い出していただきたいのは、この公園のみならず、これまでの8年間はずっとそうだったということでございます。復興の絵図面が完全に完成してから事業を進めたのでは予算もつかない、人も来ない、産業は衰退する。その中で、苦しいながらも歩み続けながら改善して事業を進めてきたのが我々の8年半だったと思います。一部開園をすることで、公園がまさに完成していく、そこにどのような人たちがくるのか、ともにそこで時間を過ごしなが、よりよい公園を目指していく。全てを整えた後でなければ事業が進められないということでは、その我々が事業を考えながら、歩きながら進めてきたその8年間を感じ取ってもらうことにはならないのではないのでしょうか。

一部開園をすることでしか見られない景色があると思います。それは、復興へ歩み続ける私たち町民の姿です。もうすぐ9年たちますが、これまでもこうやって我々は生きてきたんだという忘れてはならない姿勢を、この公園を訪れていただく皆さんとともに、だんだんとでき上っていく中橋を見ながら語り合えるような公園にすべきだと考えますので、私はこの一部開園ということに関しては是非を問われれば是とすべきと考えますので、この復興を前に進めていくためにも議員皆さんにはこの議案には賛同をいただき、業務委託契約の変更をお認めいただきたいと考えるものでございます。

以上です。

○議長（三浦清人君） ほかに討論はありませんか。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 私も今議案に関しては反対の立場で討論させていただきます。

全て反対というわけではないのですが、震災後に私が初めに望んだのは、やっぱり平和の礎のような石碑に亡くなられた方の名前を刻み、永遠に追悼し続ける、そういった環境が祈念公園には私は必要だと思います。とにかく、復興交付金が復興庁に認められて予算が来ると、幾らでも使っていいみたいな発想の中で、果たしてこれで祈念公園が本当にいいのかという

ような形を私は常々思っています。

震災から2年間は、とりあえず住民の人たちの再建、復興、それを願って私は議論してまいりました。しかしながら、この私がまた再選するまでの4年間の中に、町の計画する復興計画がどんどん進んでいきました。そういった中で、それを全てよしとするには私はいきません。やっぱり、最初の考えていたとおり、後悔しないための活動ということで、慰霊碑に名前を刻む、亡くなられた方の名簿をおさめる、そういったのではなくて、町民の人たちが何回もそこに足を向ける、そして町外に出た方も足を向ける、そういった祈念公園のあり方を求め、今回の一部開園、この議案には反対の立場を示したいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第82号を起立により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（三浦清人君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。再開は2時35分といたします。

午後2時12分 休憩

午後2時32分 再開

○議長（三浦清人君） 再開をいたします。

日程第7 議案第83号 財産の取得について

○議長（三浦清人君） 日程第7、議案第83号財産の取得についてを議題といたします。

局長、朗読。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第83号財産の取得についてご説明申し上げます。

本案は、本町消防団に配備する消防ポンプ自動車及び小型動力消防ポンプつき積載車の購入

について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 議案第83号財産の取得についての細部説明をいたします。

議案参考資料の68ページをごらん願います。

2の業務内容に、取得する財産であります消防ポンプ自動車2台と小型動力つき積載車7台のそれぞれの地域が記載してございます。ごらん願います。ポンプ自動車のほうが、沖田、伊里前の2カ所であります。ポンプつき積載車は津の宮、波伝谷、荒町、志津川西、保呂毛、志津川中央、寄木、以上の7台となります。

入札執行の結果については、令和元年5月14日執行いたしました。

入札参加事業者はごらんの2社であり、予定価格に対し落札額は税抜き9,270万円で、落札率は98.6%でございます。

契約の相手は古川ポンプ製作所で、納期は令和2年3月10日であります。

69ページに仮契約書の写しを添付してございますので、ご参照願います。

以上、細部説明とさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑願います。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第83号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第84号 町道路線の変更について

○議長（三浦清人君） 日程第8、議案第84号町道路線の変更についてを議題といたします。

局長、朗読。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第84号町道路線の変更についてご説明申し上げます。

本案は、志津川地区の袖浜防潮堤災害復旧工事の進捗に伴う町道路線の終点の変更について、道路法第10条第2項に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第84号の細部説明を申し上げます。

議案関係参考資料の70ページをお開き願いたいと思います。

提案しております2路線につきましては、県道清水浜志津川港線と志津川漁港内にございます臨港道路を結ぶ町道でございます。震災前は、終点付近に防潮堤がございまして、陸閘を設置し通行を確保しておりました。震災後、宮城県のほうで堤頂高T P 8.7の防潮堤を整備してございます。このため、陸閘での通行確保は維持管理等を考慮すると困難であるとの考えから、臨港道路への通行は防潮堤を乗り越す道路を整備し、機能を確保することになってございます。これによりまして、2路線とも終点の位置に大きな変更はないものの、袖浜3号線につきましては28メートル余りの減、袖浜2号線につきましては283メートルの増と延長に変更が生じてございます。

71ページをごらん願います。

上段の図面が変更前になります。町道を青で着色してございます。下段が変更後の図面になります。町道は赤に着色した箇所になります。ごらんのように、通行を確保するため大きく迂回するよう変更になって、終点の位置が変更となっております。

以上で細部説明とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（三浦清人君） これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

討論に入ります。（「なし」の声あり）

議案第84号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第85号 町道路線の変更について

○議長（三浦清人君） 日程第9、議案第85号町道路線の変更について議題といたします。

局長、朗読。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第85号町道路線の変更についてご説明申し上げます。

本案は、志津川地区の一般県道清水浜志津川港線道路改良工事の進捗に伴う町道路線の起点の変更について、道路法第10条第2項に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第85号の細部説明を申し上げます。

議案関係参考資料の72ページをお開き願いたいと思います。

変更になります2路線につきましては、国道45号と県道清水浜志津川港線を結ぶ町道でございます。県道清水浜志津川港線につきましては、平磯地区で道路改良工事を行い、県道が現在より内陸部に移動することになりました。このため、平磯線、深田6号線とも起点の位置が変更となるものでございます。

73ページをお開き願いたいと思います。

大変稚拙な図面で恐縮でございますが、上段が変更前の図面となっておりまして、県道は黄色、町道は青色で表示をしております。下段は変更後の図面となります。県道は同様に黄色、町道は赤で表示をしております。ごらんのように県道が内陸側に移動することになり、これにより、平磯線の起点の位置が約12メートル、深田6号線の起点の位置が18メートル移動となっております。

以上で細部説明とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第85号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第86号 令和元年度南三陸町一般会計補正予算（第1号）

○議長（三浦清人君） 日程第10、議案第86号令和元年度南三陸町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

局長、朗読。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第86号令和元年度南三陸町一般会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

今補正につきましては、入谷公民館の建設に係る所要額を計上したほか、4月1日付人事異動に伴う人件費の整理、調整を行ったものであります。

細部につきましては財政担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明、総務課長。

○総務課長（高橋一清君） それでは、議案第86号の細部説明を申し上げます。

改めて、予算書2ページをごらん願います。

補正額、そして補正後の額につきましては、議案に示されたとおりでございますが、これを通常分と震災分にそれぞれ分けますと、100万円単位で申し上げますが、通常分が87億100万円、震災分が247億2,000万円、割合でいいますと、通常分が26%、震災分で74%となっております。さらに、この全体の費用の中で、投資的経費の割合を洗い出しましたところ、231億9,700万円、率にして69.4%となっております。

それでは、議案となります第1表をお開き願います。3ページ、4ページですね。

款ごとの割合を申し上げたいと思います。地方交付税24.2%、国庫支出金43.2%、県支出金4.3%、繰入金17.5%、諸収入0.8%、町債3.5%、これら補正されなかった款項に係る額で割合が6.5%となっており、トータル100%でございます。

続いて、歳出を申し上げます。

議会費0.3%、総務費7.0%、民生費5.8%、衛生費3.9%、農林水産業費10.2%、商工費1.0%、土木費3.3%、消防費1.6%、教育費3.8%、災害復旧費36.5%、復興費23.2%、予備費0.1%、補正されなかった額3.3%で合計100%となります。

それでは、6ページをごらん願います。

第2表の地方債補正について申し上げます。

追加と変更それぞれ1事業ずつの補正でございます。

まず、追加ですが、災害援護資金貸付事業の財源として、借入額700万円を追加させていただきます。現時点での支出が見込まれているものではありませんが、今後いつでも対応できるよう予算措置するものであります。

2の変更は、起債の目的、社会教育施設整備事業として、限度額1億450万円から、入谷公民館建設事業財源として過疎債により2億700万円を追加して、3億1,150万円に増額するものでございます。

続いて、予算の詳細を説明いたします。

10ページをごらんください。

歳入からでございます。

10款1項1目地方交付税、補正額180万円追加、震災復興特別交付税の追加でございます。

それから、14款国庫支出金2項1目1節1,856万4,000円の追加は、プレミアム商品券事業に係る国庫補助であります。事業の内容の詳細については、後ほど担当課長から説明をさせていただきますので、詳細については割愛させていただきます。

8目1節消防費補助金108万5,000円の増は、消防団体施設整備費補助金、国庫補助制度を活用した消防団にチェーンソーを配備するものであります。

それから、18款2項2目1節ふるさとまちづくり基金繰入金383万9,000円の追加は、志津川高校魅力化事業への財源として繰り入れるものでございます。

20款4項2目1節4,244万円の増は、プレミアム商品券事業において、商品券の売上金を雑入として歳入計上したものでございます。

21款町債は、第2表の地方債で申し上げましたとおりでございます。

続いて、12ページ、歳出に入らせていただきます。

今回、6月補正予算は、各科目に共通して4月の人事異動に伴う給与関係の予算調整を行っておりますので、通してあらかじめご了承をお願いいたします。

2款総務費1項6目企画費、目全体で6,100万円ほどの追加となっております。プレミアム

商品券事業に要する予算でございます。

13ページ、11目電子計算費942万6,000円の追加は、消費税の値上げに伴い、関係するコンピューターシステムの構築等に係る費用を合わせて863万5,000円を追加補正するものであります。

15節工事請負費は、ネイチャーセンターのLAN増設工事の予算でございます。

次に、14目地方創生推進費427万9,000円の増、増額の主な要因は、19節負担金補助金で志津川高校への魅力化推進事業補助金として383万9,000円を追加するものでございます。

なお、移住支援金380万円につきましては、19節から20節扶助費に財源組み替えいたしております。

続いて、14、15ページは主に人件費の整理です。

16ページ、ごらん願います。

4目障害者福祉費では、就学前障害児の発達支援無償化に伴い対応するための予算を計上してございます。

次に、17ページ下段、3款民生費の2項8目放課後児童クラブ費89万9,000円の追加は、当初では入谷小学校の分を計上しておりましたが、戸倉小学校、名足小学校につきましても予算計上するものであります。

18ページ上段の災害援護資金につきましては、先ほど町債のところでも申し上げましたが、700万円の追加をしております。

19ページ、5款1項4目畜産業費13節委託料75万6,000円の追加であります。これは汚染牧草の処理について委託するための予算ということでございます。

6款1項2目15節工事請負費は、峰畑の仮施設下水ますの除去ということに係る費用でございます。

4目観光振興費、台南市で開催される日台友好推進を目的とする和風文化祭に、本町に対し行山流水戸辺鹿子踊に出演依頼があり、復興支援に対する感謝の意を伝える機会ということで、渡航費等についての予算を計上しております。

5目観光施設管理費13節委託料につきましては、田東山の遊歩道の橋の分の設計委託料450万円でございます。

15節工事請負費は、サンオーレそではま海水浴場付近の駐車場整備ということで、砂利引き、くい打ち、こま割りなどの工事を行うものであります。

23ページ、8款消防費は、チェーンソーを消防団に購入、配付するための事業でございます。

最下段の9款教育費1項2目、めくっていただき、需用費以下、各節の予算につきましては、旧コアラ館の活用として、はまゆり教室への利用を開始するための必要経費でございます。

25ページ、9款4項社会教育費3目公民館費2億700万円の追加であります。入谷公民館の建設工事に係る予算でございます。

27ページ、保健体育費の3目社会教育施設費備品70万円は、松原公園野球場の備品購入費でございます。

10款災害復旧費2項1目道路橋梁災害復旧費委託料200万円は、西戸の仮設橋撤去業務でございます。

2目河川災害復旧工事請負費3,200万円は、大沼川護岸工事に係る予算計上でございます。

予備費は、財源調整となっております。

以上、細部説明とさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） それでは、プレミアム付商品券事業の補足説明をさせていただきます。

議案関係参考資料の75ページ、一番最後のページをお開き願いたいと思います。

まず最初に、大変申しわけないんですが、資料の訂正方をお願いしたいと思います。

制度概要の購入対象者、2番目に「3歳未満」とありますが「3歳半未満」でございます。

同様に、積算根拠の見込み数の2つ目、想定「3歳未満」は「3歳半未満」でございます。

おわび申し上げ、訂正をよろしくお願いしたいと思います。

このプレミアム付商品券事業につきましては、消費税・地方消費税の10%への引き上げが、低所得者あるいは子育て世帯の消費に与える影響を緩和すると、もう一つは、地域の消費をあわせて喚起、下支えすることを目的に実施されるものでございます。

対象者は、2つのくくりがございまして、まず1つは、2019年度の住民税非課税者ということで、ただし住民税の課税者と同一生計の配偶者・扶養親族は除かれます。それと、生活保護など別途扶助を受けている方も対象外という形になっております。2つ目といたしましては、3歳半未満の子が属する世帯の世帯主というふうになってございます。3歳半未満と申し上げますと、2016年の4月2日からこの9月30日までに生まれる子供の世帯の世帯主という形になってございます。

商品券につきましては、購入限度額を額面2万5,000円、販売額では2万円ということで、いわゆる割り増し率といたしましては25%という商品券でございます。この商品券につま

しては、500円単位で10枚つづり、額面で5,000円単位で販売をいたすものでございます。

商品券の使用につきましては、町内の店舗を現在幅広く対象として募集を行っておりまして、登録した取扱事業所のみで使用できるという仕組みでございます。

積算根拠にございますが、今回の補正におきましては、資料に記載の合わせて2,122名という数字を想定し、見込みの計上をしております。今後、補正予算可決後、対象者を改めて抽出いたしますので、数値については変動するものでございますので、ご丁願いたいと思います。

下段の予算の表につきましては、今回の補正予算の詳細を記載しております。歳入につきましては、国庫補助金の755万4,000円は国から示されたいわゆる事務費の補助、下段は増しに係る国の補助額となっております。歳出のほうに行きますと、20節の扶助費につきましては商品券の発行額でございます、4節から13節につきましてはいわゆる当該事業の事務費という形で記載をさせていただいております。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑願います。
4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 1件だけ質問したいと思います。

政府の消費税値上げに対しての生活弱者への支援がこういったプレミアム商品券ということで町のほうにも予算が来て、それを生活が大変な人たちにとりあえず配分するような形のプレミアム購入券というような形だと思います。そして、以前にも南三陸町において、被災地ということで3割増し商品券がありました。そのときも住民の人たちは範囲指定がなくて全ての町民に対して対応ですが、今回は本当住民税とかあと3歳半児の家庭にのみというような形で、これも今の状況だったら当然だと思いますが、今度は逆にそれを使える事業所に関してなんですが、1カ月半ぐらい前に商工会のほうからこういった商品券を今後受け取って換金できる人たちの事業所を募集していました。その募集に関して内容が今現在どういった状況か、わかっていたら教えてください。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 事業者の募集の関係でございますけれども、募集につきましては広報の5月1日号で広く募集いたしました、商工会の会員につきましては、商工会のほうにまとめて申し込みを出していただければというふうをお願いをしておりました。この募集につきましては、6月7日まで一旦第1次募集という形で行っていますが、非常に登録者数が

少ないと。今回、今のところ42事業者ということで、これからも第2次募集に向けてさらにPRしていければと思っております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） このプレミアム商品券を使う消費者の方は、基本的には日常の飲食のものが必要な人たちがスーパーとかに行き行って買っているという状況が、前回の3割増しのプレミアム商品券の結果だと思います。以前は、私も申請はしたのですが、やっぱり1件もなかったという現実がありました。そういった中で、今課長が話されていましたが、やっぱり申し込みの事業所が少ないという現実が私はそこにあると思います。とりあえず、今現在ですと、大型スーパー店、スーパーとあとはいろんな量販店がありますが、どうしても食品とかそういった方向に行くような消費行動が私は現実だと思います。そういった中で、量販店ですか、食品の量販、あとはホームセンター関係、その辺も多分入っているとは思いますが、実際に町の事業所ということ考えた場合に、どういった方向で使われたのか。前回の情報とか、そういったのがあれば教えてください。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 前回の状況でございますが、どちらかというと、食料品、日用品、そういったところの事業者で多く使われておりました。率等については、今、食料品・日用雑貨で前回63.6%と、断トツで多かったと。その次には、薬局・コンビニが7%程度となっているようでございました。今回についても同様の傾向は見られるのかなと思っておりますが、ただ前回と違いますのは、前回はいわゆる先着順でプレミアム率が4割という、非常にもともと地域の経済効果を喚起するという目的でございますが、今回はそれにあわせて低所得者、子育て世帯を応援するといったような趣旨が明確に示されておりますので、傾向的には対象者が変わったとしても同じような傾向になるのかなと思っております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 前回に関して、先ほど私3割と言いましたが、今課長の答弁ですと4割、大きい本当プレミアムのサービスの商品券ということで、私も購入しましたが生活に大変助かりました。そして、今回の件に関しては、生活弱者の方とかあとは子育て世代、そういった人たちが果たしてこの商品券を買いに行くかということ、やっぱりしっかりと周知、そしてこの対象者のみに直接ダイレクトメールで周知、こういったことまでやっていかないと、なかなかこの予算的に余ることも私は懸念していますが、最後にその辺、心配がないのか。それとも、余るということの計算というのはしているのか、最後にその辺だけお聞かせくだ

さい。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 周知につきましては、無線放送、広報などで今後行っていきますが、当課といたしましては、受け付けのしやすいような形で、本所と総合支所ではその受け付け期間、ずっと取り扱えるようになっていきますし、入谷と戸倉地区につきましては、公民館を活用して、出向くような形での周知、受け付けといったものを予定してございます。そういったのを利用して、少しでも活用していただければなと思っております。

○議長（三浦清人君） ほかに。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番及川です。

何点かお伺いいたします。

まずもって、6ページの地方債補正です。社会教育整備事業で入谷公民館の補正額、限度額が1億4,500万円から3億1,150万円限度額が上がっております。これは公民館事業なので、復興事業とは関係なく起債を使うわけですけれども、このときの利率3.0%の利率が出ております。そうすると、何年で償還して、その計算方法、わかっている範囲でお伺いいたします。

そして、内容につきましては、歳出で工事請負費が2億円出ております。設計委託料、管理委託料700万円出ております。そうすると、これ今後、この額が変動あるのか、起債が3億1,000万円やっておりますけれども、工事の変更が今後あるのかどうなのか。今、いろんな工事が復興事業の中で上がっております。これが、この工事に影響あるのかどうか、お伺いします。

それから、21ページの商工費の中の4目の観光振興費の中で、和風文化祭出演謝金、それから委託料220万円、説明ですと、台南市への行山流さんに行くということなんですけれども、これは当初でとられなかったのか。今の時期なんですけれども、当初でとられなかったのか、その辺をお伺いします。

済みません、それから、17ページ飛ばしましたので、17ページの民生費の中の放課後児童クラブです。13委託料89万9,000円、タクシー運行委託料と出ております。先ほどのご説明の中で、入谷、戸倉、名足の学童の送迎代ということですので、この中身もご説明願います。

最後になりますけれども、27ページの災害復旧費の中で、道路橋梁災害復旧費15節工事請負費2,500万円三角です。この工事請負費の三角になった要因と、東日本大震災道路災害復旧工事の関連ですけれども、今三陸道が開通しております。気仙沼まで延伸になりまして、プラス要因が多く今までは出ていましたけれども、最近マイナス要因も出てきております。と

いうのは、きのうおととい、町民のほうから連絡ありまして、仙台直通バスが柞沢で停留所でとまらない、7月1日から廃止になったという町民からの問い合わせがあります。これは非常に大変なことです。仙台直通というのは大概買い物とか、若い人であれば買い物、そのほかは病院なんですね、仙台の病院。そうすると、ミヤコーさん、本吉のほうなんですけれども、伺うと、管内でも柞沢が一番乗車率が多いということだったんです。そういう観点から、町民の人たちは非常にこれが7月1日からなくなると困っております。その辺、今後、なくなることについて町と協議されたと思うんですけれども、ミヤコーさんとの協議、どのようなご協議なされたのかお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） まず、地方債の件お答えします。

率といいますか、償還期間ですけれども、3年据え置き12年の償還です。率につきましては、上限として3%としておりますけれども、実際は1%以下の低利でお借りできているというのが一般的な推移でございます。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） 予算書21ページ、観光振興費の和風文化祭の予算計上の件ですが、事前にお話を伺っておったんですが、正式に宮城県から本町に対して出展の依頼が参りましたのが3月になってからでございます。ですので、今回6月の補正予算として計上させていただいたという経緯でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） それでは、放課後児童クラブの件でお尋ねがございましたので、ご説明申し上げます。

現在、放課後児童クラブは、志津川地区と歌津地区で開催しておりまして、ほかの入谷小学校、それから戸倉小学校、名足小学校については、それぞれタクシーによりまして入谷小学校と戸倉小学校については志津川地区の児童クラブへ、名足小学校については歌津地区の児童クラブへということで通ってきていただいております。今回の補正については、総務課長の説明にもございましたが、戸倉地区とそれから名足小学校の子ということで、戸倉地区については現在3人いるんですけれども、長期の休みの利用と、平日は大丈夫ですということでしたので、このような形の補正になりましたし、あと名足小学校区については、昨年まではちょうど非常にいい時間的なタイミングでスクールバスが走っておりましたので、それに乗ってくるような形だったんですが、そもそもの使い方としていかがなものかという議論が

ございましたので、であれば他地区と同様にタクシーでということ今回補正計上させていただきます。いただいたということでございます。（「入谷は何人ですか」の声あり）失礼しました。入谷は3名でございます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 26ページ、入谷公民館の工事請負費でございます。変更があるのかないのかというお話でございますけれども、変更全くないとは多分言い切れないんだろうと思っています。建築、ご存じのように、図面で全てのおさまりぐあいとか、全部図化をしているわけではございませんし、また請け負った方の考え方、大工さんの考え方もございます。おさまりがいいとか悪いとか、なかなか図面であらわし切れない部分も多々ございますので、そういう面では多分変更はあるんだろうとは考えてございます。工事を担当するほうとすれば、変更はあるにしてもなるべく当初の予算の中でおさめようという努力はしてまいりたいと考えてございますので、ご理解をいただければと思います。

それから、27ページ、またこれも工事請負費でございます。河川災害復旧費、今回3,200万円ほど計上させていただいております。場所につきましては、大沼川になります。実は、この部分につきましては、昨年度用地を買収しなければならないということで、関係者の皆様と協議を進めさせていただいてございました。残念ながら、3月中に合意には達していないといえますか、工事そのものには反対ではなくて、起工承諾をするので工事もしてもいいよというお話をいただいておりますが、残念ながらそのほかに若干要望事項がございまして、それをグレーのまま白黒つけないまま工事を施工した場合、後々よくいう後腹病むという状況になるので、工事の発注を諦めました。

ただ、年がかわってよいよその辺のそれはおいておいても、用地買収に応じていただけることが見えてまいりましたので、今回3,200万円ほど補正をさせていただきました。ただ、そのときの財源が、実は工事費につきましては、明許予算を充てようということで思ったんですが、ご存じのように未契約繰り越しはできない関係上、昨年3月31日をもって予算が失効したという状況でございましたので、改めて予算調整をさせていただきました。全く新たに3,200万円、国のほうに要望しようとするタイミンでなかったものですから、既存の予算から2,500万円ほど調整をしていただいて、それで3,200万円を確保したという状況でございます。よって、道路橋梁災害復旧費2,500万円、具体的にどの部分かという部分については、まだ発注をしていない予算の中から一部流用させていただくということで、具体の箇所は特にございません。そういうことで、不足になればまた国のほうと相談しながら補填はし

たいと考えてございますが、今回そこまで手続が行っていないと。ただし、大沼川は一日も早く発注をしたいという状況でございますので、こういうふうな取り扱いをさせていただきますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（三浦清人君） 副町長。

○副町長（最知明広君） 放課後児童クラブからミヤコーのバスと非常に関連では無理があるのかなと思うんですが、実はミヤコーさんのほうから、ことしの1月ですかね、1月にお願いをいただいて、そのときに説明がございました。7月1日から柘沢を廃止したいというようなことでございましたので、その場では即答させていただきました。反対ですというようなことで即答させていただいたんですが、その間いろいろ再考していただいたんですが、なかなか聞き入れてもらえなくて、最終的には5月26日にプレス発表になったというようなことでございます。

ただ実際には、その間、3月27日に本社に伺いまして、町からの要望書を提出しております。そのときの要望としては、震災後、非常に仙台までの直通便として歌津地区の皆さんが使っているのを、ぜひ残してほしいというようなことも含めて、あるいはその代替案として、例えば便数が減ってもいいので、1日1便でも2便でもいいので、柘沢にとまっただけなかと、そういうことも含めてお願いをしてきましたが、乗車率が実は柘沢1便当たり1.2人だそうです。ですから、非常に少ない部類に入るんだそうです。ミヤコーさんとすれば、気仙沼の方が非常に多く乗っておって、気仙沼から三陸道を通って仙台に直通で走りたいと、そういう意向が非常に強うございました。うちのほうとすれば、BRTのせめて全線開通が実現するまでは存続をしていただけないかというようなお願いをしましたが、残念ながら聞き入れてもらえなかったというようなことでございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） それでは。後ろのほうから行きます。

先ほどの建設課長の工事の内容、わかりました。やはりこういうことというのは、今質問してわかったのだから、最初から説明の中に入れていただければ非常によかったかなと思いました。

それから、ミヤコーのバスですけれども、今、柘沢は1.1と言われましたけれども、本吉の営業所さんに行きますと、8時台の8時20分か30分台のバスが一番乗っているんだそうです。だから、本数が多いので割ると、例えば5本なら5本走っていると、それで割ると低くなりますけれども、鉄道が走っていたとき、9時の快速、あれが満杯だというのはそれと同じこ

とだと思っんです。仙台に行くバスという、あそこいつも私も通るんですけども、必ず5人から七、八人立っているんです。だから、その1.1というのは本数で割ったから少なくなったと思っんですけども、本吉営業所でもそれ統計をとって、あそこは非常に利用率多いんですよということを言われております。だから、ちょっとその点については遺憾に思っます。

そして、気仙沼は随分10カ所とまっているんですよ、延伸したものにしても。うちのほうは志津川1つだけなんです。だから、ぜひ副町長もそこを粘って、もう少し粘ってからに。朝時間帯が、全部でなくても、朝の時間帯だけでも残してほしかったと思っております。今、非常に町内でそれが問題化しておりますから、この後でもまた何かでまた言う機会を設けたいと思っます。

それから、入谷公民館の工事ですけども、3億円という額が提示、10年間の返済で起債までしてありますので、この復興予算と違って交付税の裏がないので、ぜひこの請負工事額で済ましていくような努力をしていただきたいと思っます。

それから、和風文化の出演料と交流事業委託料なんですけれども、県から3月にお示しをいただいたと思っんですけども、3月ということは県でも新年度でこうしてくださいというようにことで要望があったと思っんですけども、この内容ですね、もう少し、どういふことをするの。県の事業で行くから、県からの助成もあるのか、その辺をお伺いいたします。非常に文化の交流だからいいことなんですけれども、県の補助事業でやるのか、単独でやるのかということですね。

それから、学童の委託料なんですけれども、入谷3人、戸倉3人、戸倉は夏休み期間だと思っんですけども、名足とそれぞれあるようなんですけれども、やはり今後、こういう今働いているお母さんたち多くなりますけれど、何人をめどに、例えば5人、8人、何人をめどにすれば学童開設するような施策をするのか。今後の予定として、町民のほうに人数がこのぐらいになったら開設するのではないかなんて聞かれた場合のこともありますので、町として何人ぐらいの、このタクシーは普通1台は大人が4人ですけども、子供の場合は5人、あるいは6人と乗れると思っんですけども、その辺の今後の見通しをお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 地方債の絡みでちょっと不足しておりました。入谷公民館は3億円ではなくて2億円です、2億700万円。3億円のうちの2億700万円が入谷公民館分ということです。それは、借りる起債は過疎債で、過疎債には交付税の措置がありまして、70%が後

に返還にかかった財源に対して、7割分が交付税算入されるというものであります。

○議長（三浦清人君） 副町長。

○副町長（最知明広君） ミヤコーのバスの停留所の関係なんですが、継続してお願いをしていくつもりなんですが、多分気仙沼のほうからはどんだんどんだん、いわゆる今一般路に入っている部分が、三陸道がどんだんどんだん開通してきますので、速達性を求めるためには多分ミヤコーさんは速いほうを選択するんだろうなと思います。ですから、町としては逆にその代替案を考えなければならないのかなと今は思っている状況でございます。

○議長（三浦清人君） 企画課長、何か補足ありますか。

○企画課長（及川 明君） 補足って特にはないんですが、そもそもこのミヤコーさんの高速バスにつきましては、平成25年の4月の時点から少し懸念を町のほうに抱いていたようでございます。いわゆる三陸道が延伸したときには、そういったことになるだろうと。ただ、それが25年度の時点でいつ開通するかもわからない状態で、ことしの1月ごろからミヤコーさんとそういった話が、町のほうにいただきましたので、正式に文書でもって協議をしてほしいということで協議に入っていったということでございます。

ただ、最終的には、当初4月からの廃止の予定だったんですが、住民理解を得られるような事前の周知活動も時間もないのではないかとあって、今回7月からとなったわけでございますが、ミヤコーさんはミヤコーさんとして、歌津の方々が逆にBRTという、町とすれば背骨の部分で志津川のBRTの駅にBRTを使って行ったことを仮定したダイヤ改正も今回実はあわせて行っておりまして、一定の配慮はいただいたものと思いますが、ただいずれ、実際7月からなくなるわけですから、先ほど副町長が申し上げましたとおり、代替の案というものも今後検討していく必要はあるのかなと思います。ただ、いずれにしましても、利用する人数を上げないことには、一定の時間を割いて停車するという考えを運行会社に持たせるためにも、乗車の利用者をふやすということが町として求められていると思っております。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） それでは、和風文化祭について、もう少し説明を加えさせていただきます。

和風文化祭につきましては、台湾台南市と一般社団法人台南市対日友好交流協会という協会がございます。この協会が、本町の台南地域におけるいわゆる教育旅行の窓口として大変にお力添えをいただいている団体さんということになります。この2つの団体が共催という形で、日本における地域の伝統文化を紹介する催事として台南市で毎年開催をされているイベ

ントということになります。

ことしで6回目ということになりますが、その6回のうち、毎年ご紹介をいただける県を絞っていただきまして、今年度は宮城県をご紹介していただけるという内容で調整が進んでいるということがございます。それを受けまして、宮城県もその趣旨に賛同しまして、出展する方向で検討しておいて、その中で当町の行山流水戸辺鹿子踊の出展の依頼が参ったということもございます、先ほど総務課長も申し上げましたが、こちらからお伺いをして、直接的に感謝の意を伝える機会でもありますし、また日本の文化、南三陸町をさらに知っていただく機会として取り組むものであります。

なお、予算につきましては、町の単費ということでご協力をお願いしたいということがございます。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） それでは、放課後児童クラブについて、新設の目安はというお尋ねがございました。こちらについては、先週の条例審査のときに町長申し上げましたとおりでございます、10名程度の利用が見込まれるのであればというふうにお答えさせていただいたと記憶しております。加えまして、放課後児童クラブの整備については、一定程度のやはり施設整備がかかりますので、10名程度、しかもある程度継続的に利用されると、何年もですね、そういったものも一つの判断材料にはなるのかなと思っております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 大体わかりましたけれども、そのバスですね。これについては、やはりBRTが直接つながって仙台まで以前の震災前の汽車みたいに直通が1本あるのであれば、それでもいいんですけれども、今のところ乗り継ぎ、乗り継ぎで大変な思いで仙台に1日がかかりで行って帰ってくるということができない状況なんです。このチラシを見ますと、仙台大学病院まで延長と書いてはありますけれども、仙台に行けば病院が大学病院ばかりでなくいろんな病院があるから、まず仙台まで行くことが大事であって、ぜひこの南三陸町、今までの1つ、1回だけでもいいから、来ているうち全部でなくていいですので、朝の便だけでもいいので、何とかとまれる方法を、とめていただく方法を頑張ってみようかと煮詰めて、今後も話し合っていたきたいと思っております。なかなか代替案といってもないと思っておりますので、そして気仙沼のほうは10カ所もとまっているんですよ。とまって走っているんですよ。そういうことからすると、まだ可能性としてはあるのかなと思われまいますので、ぜひ町民の命の足となりますので、努力していただきたいと思っております。

以上、終わります。

○議長（三浦清人君） ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 9番今野です。

何点か伺いたいと思います。

まず、19ページ、一番下のほうの汚染牧草について伺いたいと思います。これは大盤平の先行のかわりということでお聞きしていたんですけれども、今回、桜沢のほうで予定ということで理解はしているんですけれども、そこで伺いたいのは、これまでの説明会の回数、そしてこれからの説明会の予定、ありましたら伺いたいと思います。何せよその自治体では四、五回説明してもなおかつ反対運動等起きているという、そういう動きもあるような中、今回説明、準備、段取りは十分かということで、前回の轍を二度と踏まない対応、対策がなされているのか、伺いたいと思います。

それと、この汚染牧草の関連で伺いたいんですけれども、汚染稲わら、ほだ木の処理、国策としてのエネルギー政策なんですけれども、原子力発電のひずみとしての放射能汚染、そこで伺いたいのは、当町ではエコタウンとして代替エネルギーに対しても各種取り組んでいる現状です。この庁舎も現に地熱利用とかその他木質エネルギー、昨年導入の動きのあった翁倉山付近の風力発電、それから買い取り制度も間もなく終了する太陽光発電、いろいろ波を利用した発電があるわけなんですけれども、そこでこの町での代替エネルギーの活用の導入について、太陽光、メガソーラーの発電について、民間での導入に対してのことですが、エコタウン実現に向けて、町長は今回というか、太陽光、ソーラー発電に対してウエルカムなのか、それとも慎重なのか、確認をさせていただきたいと思います。

次、2点目なんですけれども、前議員も聞いていた25ページ、和風文化祭の件で、大体わかったんですけれども、これ県のアジアプロモーションのほうでやっている3月にオファーがあったということで、そこで伺いたいのは、この委託先の予定、あとこの謝金はこういった方に払われるのか、あと職員の同行、あと今回の出演する意義というか、感謝の気持ちとか、いろいろ教育旅行等への効果というか、配慮があつてのことだと思うんですけれども、もう少し詳しく伺いたいと思います。今回、この鹿子踊の伝統文化の価値について、本来なら、私が思うには、観光振興ではなくて、できれば鹿子踊の文化的価値として、生涯学習課でのこの予算計上はできなかったのかどうか、伺いたいと思います。

最後、3点目なんですけれども、29ページ、災害復旧費、道路橋梁災害復旧費なんですけれども、これ西戸の仮設撤去ということで説明あつたんですが、この新しい橋はいつごろかか

るのか、あともう一点、この道路の災害復旧ということで、これまた関連になるんですけども、私、この議会でも再三というか、何度かお聞きしている国道45号線黒崎パーキング手前の歩道の改修予定について、伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 順番違いますが、私のほうから最初に答弁させていただきますが、太陽光関係のご質問でございますが、震災から数年たった際に、当町にも大規模ソーラーのご提案がございました。場所が入谷の坂の貝峠の山頂付近ということでしたので、それはご承知のように昔、森は海の恋人ということの植栽事業を行ったところでございますが、その場所に太陽光発電を展開するということについては、当時から植栽にかかわった方々の思いを無にするということと、余りにも広大なために環境破壊とそれから土砂災害の問題があるということで、私はそれを許可しませんでした。その後、大きなメガソーラーのお話をいただいておりますが、基本的には私は場所によると思います。そういった環境破壊をするという場所については賛成はできかねると思っております。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） それでは、汚染牧草の処理委託料につきまして説明をさせていただきます。

議員お話あったように、今回の現在クリーンセンターのほうに保管しております400ベクレル以下の汚染牧草約2トン弱を、入谷桜沢の民有地に先行処理を行いたいという内容でございます。この処理に当たって十分な説明をしたのかということでございますけれども、今回、説明会というそういった手法ではなくて、すき込みの実証実験を行います下流域に生活しております18世帯の住民、一軒一軒戸別訪問をして説明をしております。あと、行政区長さん、あとはホテルの経営者、そういった関係の方に説明をしてご理解をいただいたので、今回この場所という内容でございます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 質問は2点ございました。

西戸橋の完成時期でございますけれども、令和3年3月と目標にして頑張っていきたいと考えてございます。

それから、黒崎地区の歩道の改修予定はということでしたので、今のところ予定があるというふうには聞いてございません。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） それでは、お答えをさせていただきます。

まず、予算につきましてですが、報償費につきましては、ご出演いただく予定の行山流水戸辺鹿子踊保存会への謝金ということになります。なお、委託料につきましては、当該団体等々の渡航に係る一切の業務を委託したいと考えていますので、その旅行の手配ができる業者先ということでこれから選定をしてみたいと考えてございます。なお、この台湾の訪問につきまして、当課でも職員が随行を予定しているという状況でございます。

また、その予算の計上の仕方としまして、観光振興費に計上しているということですが、今回は県の窓口が経済商工観光部の、先ほどありましたアジアプロモーション課ということで、アジアエリアのインバウンドを担当している課が窓口になってございまして、その流れで当課のほうにご案内が来たということになります。

今後、渡航まで、実際の日付が10月のたしか12、13だったと思うんですが、の予定ということでございますので、それに向けて県との連絡調整もありますので、そこはこれまでも関連性のある当課がしっかりと対応してみたいと考えてございます。

なお、この行く意義ということでございましたが、先ほど申し上げていたことに加えるのであれば、できれば台湾との交流は相互の交流をしていきたいと考えております。これまでは、どちらかというと教育旅行を中心に日本においでいただきたいということで一生懸命取り組んでまいったんですが、お伺いするたびに、ぜひ日本からも来て、ぜひ台湾を知っていただきたいということでございます。将来に向かってお互いがいい関係性を築いていけるのが一番いいのかなと思っておりますので、そういった意味でも機会があればそういうことには積極的に取り組んでいきたいと考えてございます。

○議長（三浦清人君） 答弁漏れないかな。（「伝統文化的価値ということで」の声あり）予算のとり課が違うんじゃないかという質問ですか。（「と同時に、鹿子踊の……」の声あり）9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 先ほど聞いたこの鹿子踊の伝統文化的価値について、まだ答弁漏れだと思しますので、そのところをお聞きしてから次の質問にさせていただきたいと思えます。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） 大変失礼いたしました。

鹿子踊の伝統文化的価値というふうに申されましたけれども、伝統文化と申しますか、もう震災後については、観光であり地域の文化であり、あらゆるところで活躍しておりますので、もはや地域の資源という捉え方でありますから、そこに行政の縦割りは必要ないんであろう

と感じております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） まず、稲わらのほうについて答弁いただきましたので、再度伺いたいと思います。

今回、説明会を行わなくて、その近隣のところに直接説明に行ったという答弁をいただきました。やはり、こういった事例というのは、そのピンポイントではなくて、地域だったら地域全域に一度はこの説明会を開く必要があると思うんですけども、そのところを伺いたいと思います。

あと、今回、何月ごろにこの試験を予定しているのか。そして、それが成功というか無事済んだ場合に、最終的な処理が完了する見込みというか、目指している時期ありましたら伺いたいと思います。

あと、関連で聞いたメガソーラーに関しては、町長答弁いただきましたけれども、以前もこういった事例があって、広大な環境破壊の要因があるというとの答弁をいただきました。エコという言葉、エコタウンという言葉、その辺の取り組みへは片やF S C、A S C、ラムサール、環境に対しての保護、それに対して幾らエコといっても、風力、太陽光はその周辺の自然への負荷もこれから十分、町長が言うように懸念しなければいけないと思いますので、今後とも町長にはそういった判断を誤らないようお願いというか、望んでいきたいと思えます。

次、鹿子踊に関してなんですけれども、大体この町の資源ということで納得はしましたけれども、そこで伺いたいのは、私、和風文化というそういうネーミングからイメージしたことで、昨日消防訓練があり、その隣で10周年を迎えた芸能大会がありました。着物での歌踊り、日本文化そのものではないかというそういう思いもしたものですから、そこで伺いたいのは、昨日のような芸能文化の大会に補助というか、町からは幾らか出ているのか、出ていないのか。いろんな分野において、ああいった芸事を目指す方たちというのは、やや先輩の女性たちながらすばらしい踊りで、生きがい、健康増進に十分寄与している部分が大きいです。そういった意味合いも兼ねて、補助が幾らかあったのかどうか伺いたいと思えます。

45号線の歩道の修繕、予定がないということなんですけれども、あの部分というのはいつごろからあの状態だったのか。そして、足場板の隙間が昨今大分開いてきて、高校の自転車の通学の生徒も歩いているようです。歩く人も比較的多く、あと地域の方が朝晩あの足場板を踏む

ときの音が随分障害とはならないんですけれども、うるさいというそういう声も大分聞こえてきています。そして、その足場板の部分の前後も竹の根が張って、大分下に潜り込んできている状態がありますので、こういった状況を課長、予定がないという答弁でしたけれども、国道の管理しているそちらに一回か問い合わせをしたことがあるのかどうか、その点確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 汚染牧草のすき込み処理の関係で、地域全域に説明会をする必要があるのではないかという質問でございましたけれども、今回は先行処理と、実証実験ということで、実際2トン弱の汚染牧草を、地域が限られているということもございましたので、下流域ということでそこに生活している方々、あとは行政区長さん、あとは食品加工している企業もございましたので、その経営者とあとはホテル経営者ということで、エリアを限定して説明会をさせていただきました。今後の、先ほど最終処理目標という話もございましたので、今後、今回の先行処理において安全性が確認できれば、今後に関しましては汚染牧草を保管している各農家、原則として各農家で処理をしていただくということになりますので、そこになりましたら、当然地域説明会等は開催する必要はあると考えております。

あと、今回の試験、何月ごろかという部分に関しましては、9月の中旬から下旬を予定しているところでございます。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） きのうの舞踊の祭典だと思うんですけれども、補助があるかどうかというお話なんですけれども、基本、文化協会の加盟団体だと思われるんですが、大体20団体ほどあるんですけれども、きのうはチャリティー大会みたいな形だったんですけれどもね。基本一回一回の補助とかというのはないんですが、町が主催であるとか後援であるとか、教育委員会が主催であるとか共催であるとか後援であるとかという場合は、施設の使用料という形で幾らか減免という形にはなると思うんですけれども、きのうについては、施設の減免というものではなかったかと認識しておりますけれども。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 黒崎の歩道でございますけれども、改修の予定はあるのかないのかというご質問でしたので、きょう現在やるということ聞いてございませんので、予定はないというふうにお答えしましたので、そこは上手に聞いていただければと思います。

それと、国道事務所への報告はということですが、私自身は報告した記憶がございませんの

で、もしそういうお話が過去にあったのであれば、多分うちの担当のほうでご相談をしたものと理解をしてございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。ちょっとお待ちください。

時間の延長をしたいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって時間を延長することといたします。

2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 1点だけお伺いします。

移住支援金について、ページが13ページですね。380万円で19節から20節につけかえている分ですが、金額的には変更ないということなんですけれども、そろそろこの移住支援金の具体的な内容、どういった手順で支給されるのか、内容が煮詰まってきたのかなと思うんですが、これは380万円というのは何人ぐらいを想定して、実際支援金が支給される要件、何カ月以上であるとか何かいろいろと条件があろうかと思えますけれども、その辺の具体的な内容がもし決まっているのであればお知らせいただきたいと思えます。

○議長（三浦清人君） 震災復興企画調整監。

○震災復興企画調整監（橋本貴宏君） お答えいたします。

移住支援金につきましては、当初予算のときから大体のその支給の仕方というのはもう既に決まっております、制度的に申し上げますと、当町に移住してきた方で家族連れで移住してきた方、これにつきましては一律100万円で、単身で移住してきた方、この方々につきましては60万円を支給するという制度でございます、この財源負担といたしましては、半額50%を国が負担します。残った50%のうちさらに半分、全体としましては25%を県が持ちます。さらに町が残った25%を負担するという形で支給を行うものでございます。どういう方々がその支給の対象になるかという点につきましては、首都圏、主に東京でございますが、東京に5カ年間住んでいた方が移住する場合、これが対象になってまいります。

とりあえず、概要といたしましては以上でございます。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 首都圏方面から来られた方ということなんですけれども、例えばこういう人が来て、いつどのタイミングで支援金を受け取られるのか。もう来てすぐにお支払いするのか。要は、引っ越しをどんどんどんどんされていくと、そういった何と申しますか、支援金目当ての人がふえるのではないかなと、悪い運用の仕方をされるのもちょっと困るなど

思って、こういったタイミングで支給されるのか、そういった制度ができるのかどうかお伺いします。

○議長（三浦清人君） 震災復興企画調整監。

○震災復興企画調整監（橋本貴宏君） どれくらい、数年間、移住してきて何年間かその移住先で居住して就職するというような方々が対象でありまして、形式的に移住だけして住所を変更しすぐさまどこかにまた移るといったような方は、それは一旦支給の対象には入ってくるケースもございますが、最終的にはその場合には返還の対象となりまして、返還の手続を行うという形になります。ですので、この支援金目当てで移住を繰り返すというようなことは制度上できないような形になっております。

以上でございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第86号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第87号 令和元年度南三陸町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（三浦清人君） 日程第11、議案第87号令和元年度南三陸町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

局長、朗読。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第87号令和元年度南三陸町水道事業会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

今補正につきましては、収益的収支において、営業外収益のうち一般会計補助金、営業費用のうち総係費を減額するとともに、資本的支出においては建設改良費を増額するものであります。

細部につきましては上下水道事業所長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（佐藤正文君） それでは、議案第87号令和元年度水道事業会計補正予算（第1号）について細部説明をさせていただきます。

補正予算書の38ページをお開き願います。

収益的収入及び支出をごらん願います。

初めに、上段、収入であります。1款2項3目他会計補助金の898万8,000円の減額は、災害派遣職員の減による一般会計からの災害派遣職員負担金の減額によるものであります。

次に、支出であります。1款1項2目総係費の1,801万4,000円の減額は、人事異動による人件費の調整、災害派遣職員の減による派遣元自治体への人件費負担額の減額であります。

39ページをごらん願います。

資本的支出になります。

1款1項1目水道施設建設費708万3,000円の減額は、資本勘定支弁職員の増による職員給与等の事務費の増額であります。

以上で細部説明を終わります。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 38ページ、災害派遣職員の方が減ということなんですけれども、1名なのか2名なのか。下の負担金の災害派遣というのが2,200万円になっているんですけれども、たしか派遣職員の方1人ぐらい、以前ですと1,000万円ぐらい年間かかっているというそういうことだったんですが、そこで新年度になってこれが異動になったので、その理由のようなものがあつたら伺いたいと思います。

あともう一点、現在この水道管の復旧率というか、進捗率、どれぐらいなのか。

以上、2点伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（佐藤正文君） まず、災害派遣職員の状況であります。平成30年度では、派遣職員が6名おりました。令和元年度では4名という状況であります。全体に水道事業の職員が減ったのかという部分につきましては、まず町の正職員が4名から5名に……（「派遣職員だけでいいです」の声あり）そうですか、はい。派遣職員の減分は町の職員がカバー

していると、減については2名というところであります。

それから、復旧の状況というところでありますが、建設改良費の震災後からの総額、令和2年度まで見込みも含めると、約118億円という金額になります。そのうちの78億円ほどが既に平成30年度までで実施しておりますので、進捗率としましては67%ぐらいというところがあります。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 1点、この新年度になって2名減になったと、その理由。本来なら、今年度はそういったもともとの予定があるんでしたら、2名減でここで補正しなくても済むのではないかと思うんですけども、お聞かせいただけるんでしたら、その理由というんですか、新年度になって計上になったやつが今時点で補正になったその減の理由ですね。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 当初予算が12月にまとめますね。前年度の体制でとります。新年度4月に新しい体制になります。そうすると、派遣元の都合などで異動になりますと、プロパーと派遣等の人数のバランス調整をしなければならない事態が出たということなんだと認識しております。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第87号を採決いたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 発議第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について

○議長（三浦清人君） 日程第12、発議第2号新たな過疎対策法の制定に関する意見書提出についてを議題といたします。

局長、朗読。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） ただいま局長に朗読いただいたとおりでございます。よろしくお願

いたします。

○議長（三浦清人君） これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより発議第2号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議員派遣について

○議長（三浦清人君） 日程第13、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣については、お手元に配付したとおり派遣することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、議員派遣については、お手元に配付したとおり派遣することに決定いたしました。

日程第14 閉会中の継続調査申出について

○議長（三浦清人君） 日程第14、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

総務常任委員会、産業建設常任委員会、民生教育常任委員会、議会運営委員会、議会広報特別委員会、東日本大震災対策特別委員会、議会活性化特別委員会、町営住宅使用料等調査特別委員会、消防防災施設災害復旧補助事業等調査特別委員会から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付したとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、各委員会から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上で、本定例会の日程は全て終了しました。会議を閉じます。

ここで、町長、何かありましたら。町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、第5回の定例議会終了に当たりまして、私から一言御礼を申

し上げたいと思います。

先週11日に開会をいたしまして、7日間の会期ということでしたが、今定例議会に提案をさせていただきますました全議案ご認定を賜りましたこと、心から厚く御礼を申し上げたいと思います。

一つお話をさせていただきますが、今定例会でもご議論をいただきましたが、震災復興祈念公園につきましては、今土木工事がちょっと若干おくれというご指摘もありましたが、ある意味、我々とすれば、順調という言葉が適当かどうかはともかくといたしまして、進めてまいりました。また、それとともに、祈りの丘にご遺族の皆さん方のご名簿を作成して安置をするということも、保健福祉課が中心になって昨年来進めてまいりました。中に、希望する方、そうでない方ということで申し込みをとらせていただきましたが、ほとんどの方が名簿に書くことを了承していただきました。その際に、一言二言と書いてきている方々もいらっしやいまして、担当からお聞きしますと、一部には、工事は見ていたがここまで時間がかかると諦める気持ちも一部にあったと。しかしながら、このようにアンケートがあったことによって、本当に町としてそこに安置をしてくれるんだということで一安心をしたというお話もございましたし、公園を設置することに伴いまして、やっとこれでという思いがあって大変ありがたいと、ありがとうございますというお言葉も賜りました。

先ほど議会で、どなたがここに一日も早く、いわゆるこの一部開園ということについて言ったんですかというお話がございましたが、基本的にはこれはご遺族の皆さんの総意だと私は思っております。したがって、私は一部開園という形の中で担当課を含めて進めてまいりました。改めて、ご遺族の皆さん方が一日千秋の思いである場所の完成を待ち望んでいるということを感じさせていただきました。やっとこの12月にあの場所で手を合わせる場所ができるということは、私本当にうれしいことだと思っておりますし、そういう場所が提供できることがやっと南三陸町でできたということは、本当にご遺族の皆さん方にとってそういう場所を提供できたということで、ある意味、肩の荷も一つおりたという思いがあります。

したがって、今回のご判断で議員の皆さん方からあの場所に遺族の方々に寄り添った形の中でのご判断をいただいたことに、改めてご遺族の皆さん方に成りかわりまして、私のほうから心から厚く御礼を申し上げたいと思っております。震災、8年と3カ月、間もなく残すところはあと1年9カ月だけであります。もう後がないという思いでございますので、これからも立ちどまることなく我々はしっかりと進んでまいりたいと思っておりますので、議員各位にもよろしく願い申し上げます。

大変、議員の皆さん方、1週間、お疲れさまでした。

○議長（三浦清人君） では、私のほうからも一言ご挨拶申し上げたいと思います。

11日からの会期でありまして、本日が最終日と、若干時間経過しましたがけれども、会期中に終了することができました。御礼を申し上げるところであります。

ただ、この会期中に、まともや職員の不祥事が報道されました。非常に残念でなりません。町民の方々へ非常にご迷惑をかけたこと、またその町民からの町に対する不信感というものが増してきたのかなど。それに伴って、我々チェック機関である議会にもその批判というものを我々は甘んじて受けとめなければならぬと。甘んじて感じております。非常に残念であります。このことについて、今議会でどなたか質問があるのかなと思って期待しておったんですが、残念ながらそれを問題視する議員はおりませんでした。これからは、やはりそういったこともチェック機関として皆さん方に考えていただきたいと思います。

これにて、定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後4時18分 閉会